

# 国際水準GAPガイドライン (案)

**農林水産省**

## 国際水準GAPガイドラインにおける作物の分類について

本ガイドラインは農作物及びきのこのうち栽培するものを対象とし、以下の①～⑤に分類して取組事項を整理している。

| 国際水準GAPガイドライン | [参 考]<br>農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン |
|---------------|---------------------------------------|
| ① 青果物         | 野菜                                    |
|               | 果樹                                    |
|               | きのこ                                   |
|               | その他の作物（食用）                            |
| ② 穀物          | 米（飼料用のものを除く。）                         |
|               | 麦（飼料用のものを除く。）                         |
| ③ 茶           | 茶                                     |
| ④ 飼料作物        | 飼料作物                                  |
| ⑤ その他非食用      | その他の作物（非食用）                           |

## ガイドラインにおける取組事項（青果物）

| 区分        | 番号 | 分野     | 取組事項   | 取組事項に関連する法令等   |
|-----------|----|--------|--|--|
| I 経営体制全体  | 1  | 農場経営管理 | 農場経営に必要な基本情報（栽培品目名、ほ場（きのご類の場合は、ほだ場。以下、同じ）や施設の名称・所在地等）を明確にして、整理し、必要に応じて文書化。     | ・農業の「働き方改革」経営者向けガイド（平成30年3月20日農林水産省公表）   |
| I 経営体制全体  | 2  | 農場経営管理 | 組織体制を定めて、責任範囲及び責任者を決定し、周知するとともに、責任者の能力を向上するための体制を整備。                           | ・家族経営協定の普及推進による家族農業経営の近代化について（平成7年2月7日付け7構改B第103号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長通知）   |
| I 経営体制全体  | 3  | 農場経営管理 | 農場経営に必要な食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の継続的改善に関わる要求事項を明確にし、それに沿った方針を策定するとともに、周知を実施。 | ・農業の「働き方改革」経営者向けガイド（平成30年3月20日農林水産省公表）   |
| I 経営体制全体  | 4  | 農場経営管理 | 本ガイドラインに沿った農場の管理を実施するため、農場のルール決定、ルールに基づく運営、実施状況の確認、必要に応じた見直しを実施。               | ・農業の「働き方改革」経営者向けガイド（平成30年3月20日農林水産省公表）   |
| II 生産体制全体 | 5  | 農場経営管理 | 登録品種の種苗の適切な使用など知的財産の保護・活用。   | ・種苗法（平成10年法律第83号）<br>・種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号）<br>・特許法（昭和34年法律第121号）<br>・商標法（昭和34年法律第127号）<br>・特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）     |
| II 生産体制全体 | 6  | 農場経営管理 | 農場経営の方針に基づいた生産計画を策定し、実施した農作業を記録するとともに、実績を計画に対して評価し、必要に応じて次の計画に反映。              | ・農業の「働き方改革」経営者向けガイド（平成30年3月20日農林水産省公表）   |
| II 生産体制全体 | 7  | 農場経営管理 | 農場の管理を実証するために必要な記録の内容とその保管期間を特定し、記録を作成・保存。                                     | ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）<br>・食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について（平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）<br>・食品表示法（平成25年法律第70号） |

| 区分        | 番号 | 分野     | 取組事項   | 取組事項に関連する法令等  |
|-----------|----|--------|--|---|
| III リスク管理 | 8  | 食品安全   | 農場の基本情報及びコーデックス規格のHACCPの考え方に沿って、食品安全（品質を含む）に関する危害要因について危害要因分析を実施し、食品安全上のリスクが高いと判断した危害要因について、危害要因による汚染を防止・低減する対策を実施するための農場のルールの設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品安全基本法（平成15年法律第48号）</li> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> <li>・野菜の衛生管理指針（第2版）を活用した衛生管理の推進について（令和3年7月30日付け3消安第2503号、3農産第464号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、農産局園芸作物課長通知）</li> <li>・農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト（令和3年3月24日付け農林水産省公表）</li> <li>・農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害微生物のリスト（平成28年12月26日付け農林水産省公表）</li> <li>・食品衛生の一般原則（CXC 1-1969）</li> <li>・食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格（General Standard for Contaminants and Toxins in Food and Feed（CXS 193-1995））</li> </ul> |
| III リスク管理 | 9  | 労働安全   | 農場の基本情報に基づき、労働安全に関する危害要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項についてリスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルールの設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> <li>・労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成11年4月30日労働省告示第53号）</li> </ul>   |
| III リスク管理 | 10 | 環境保全   | 農場の基本情報に基づき、環境に負荷を与える要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項について、リスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルールの設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）</li> <li>・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）</li> <li>・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）</li> <li>・環境基本法（平成5年法律第91号）</li> <li>・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）</li> <li>・生物多様性基本法（平成20年法律第58号）</li> <li>・みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表）</li> </ul>  |
| III リスク管理 | 11 | 農場経営管理 | 出荷する商品の表示の管理及び収穫記録と結びついた農産物の出荷記録、それ以外の農場の管理等に関する記録の作成・保存。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> <li>・食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について（平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）</li> <li>・食品表示法（平成25年法律第70号）</li> </ul>  |
| III リスク管理 | 12 | 農場経営管理 | 工程管理の信頼性を確保するための農場のルールに基づく管理を遵守することについての外部委託先との合意。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業支援サービス提供事業者が提供する情報の表示の共通化に関するガイドラインの策定について（令和3年3月26日付け2生産第2478号農林水産省生産局長通知）</li> </ul>  |
| III リスク管理 | 13 | 農場経営管理 | 食品安全を確保するための資材等の供給者及び検査機関を含むサービス提供者の評価及び選定に係る方法を定めて実施。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬取締法（昭和23年法律第82号）</li> <li>・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）</li> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> </ul>   |

| 区分        | 番号 | 分野     | 取組事項  | 取組事項に関連する法令等   |
|-----------|----|--------|---|--|
| III リスク管理 | 14 | 農場経営管理 | クレーム及び農場のルール違反への対応手順を定め、実施し、記録を作成・保存。       | ・製造物責任法（平成6年法律第85号）  |
| III リスク管理 | 15 | 農場経営管理 | 事故や災害等に備えた農業生産の維持・継続のための対策の実施。              | ・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）<br>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）<br>・「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP」の周知等について（令和3年1月27日付け2経営第2699号農林水産省経営局保険課長通知）<br>・製造物責任法（平成6年法律第85号）<br>・農業保険法（昭和22年法律第185号）   |
| IV 人的資源   | 16 | 人権保護   | 雇用・労働環境における人権侵害防止について、管理方法を定めて実施。           | ・労働基準法（昭和22年法律第49号）<br>・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）<br>・職業安定法（昭和22年法律第141号）<br>・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第103号）  |
| IV 人的資源   | 17 | 人権保護   | 技能実習生など、外国人雇用がある場合、適切な対応を行うための環境整備等を実施。     | ・農業分野における技能実習生の労働条件の確保について（平成25年農林水産省経営局就農・女性課長通知）<br>・出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）<br>・出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）<br>・外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）<br>・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）<br>・外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成19年厚生労働省告示276号） |
| IV 人的資源   | 18 | 人権保護   | 家族間の十分な話し合いに基づく家族経営の実施。                     | ・家族経営協定の普及推進による家族農業経営の近代化について（平成7年2月7日付け7構改B第103号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長通知）   |
| IV 人的資源   | 19 | 人権保護   | 労働条件を遵守し、労使間における労働条件、労働環境、労働安全等に関する意見交換を実施。 | ・労働基準法（昭和22年法律第49号）<br>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）<br>・労働組合法（昭和24年法律第174号）<br>・労働契約法（平成19年法律第128号）   |
| IV 人的資源   | 20 | 農場経営管理 | 作業者が必要な力量を身に付けるため、教育訓練を実施。                  | ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）<br>・外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成19年厚生労働省告示第276号）   |

| 区分      | 番号 | 分野             | 取組事項   | 取組事項に関連する法令等  |
|---------|----|----------------|--|---|
| IV 人的資源 | 21 | 人権保護<br>農場経営管理 | 業務が原因で負傷、もしくは疾病にかかった農作業従事者を保護するための労災保険の成立手続の実施。                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）</li> <li>・労働基準法（昭和22年法律第49号）</li> <li>・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> </ul>   |
| IV 人的資源 | 22 | 労働安全<br>人権保護   | 適切に実施しなければ危険を伴う機械作業、高所作業又は農薬散布作業等従事者に対し、必要な能力及び資格を得るための訓練を実施。                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> <li>・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> </ul>                                   |
| IV 人的資源 | 23 | 労働安全           | 安全に作業を行うための服装や保護具の着用・管理の実施。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> <li>・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> </ul>                                   |
| IV 人的資源 | 24 | 労働安全           | 清潔な水・救急箱の用意、連絡方法などを含めた事故対応手順を定めて、農作業従事者等に周知。                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> <li>・労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）</li> </ul> |
| V 経営資源  | 25 | 農場経営管理         | 農産物の汚染や事故を防止するため、食品安全・衛生管理、労働安全、環境への配慮に関する入場時のルールを定めて、農場入場者（訪問者を含む）に対して遵守するよう周知。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> <li>・野菜の衛生管理指針（第2版）を活用した衛生管理の推進について（令和3年7月30日付け3消安第2503号、3農産第464号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、農産局園芸作物課長通知）</li> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> </ul>  |
| V 経営資源  | 26 | 食品安全<br>農場経営管理 | ほ場や施設から通える場所での清潔な手洗い設備やトイレ設備の確保等による衛生管理を実施。                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> <li>・野菜の衛生管理指針（第2版）を活用した衛生管理の推進について（令和3年7月30日付け3消安第2503号、3農産第464号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、農産局園芸作物課長通知）</li> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> </ul>  |

| 区分     | 番号 | 分野   | 取組事項  | 取組事項に関連する法令等  |
|--------|----|------|---|---|
| V 経営資源 | 27 | 食品安全 | ほ場やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物、資材等からの危害要因による土壌の汚染及び土壌中の危害要因に由来する農産物の汚染の可能性に関する評価の実施、評価結果に基づく対策の実施。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> <li>・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）</li> <li>・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）</li> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）</li> <li>・野菜の衛生管理指針（第2版）を活用した衛生管理の推進について（令和3年7月30日付け3消安第2503号、3農産第464号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、農産局園芸作物課長通知）</li> </ul>  |
| V 経営資源 | 28 | 環境保全 | 堆肥等の有機物等の活用等による土づくり等を通じた適正な土壌管理の実施。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地力増進基本指針（平成20年10月16日付け農林水産省公表）</li> <li>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針（令和2年4月30日付け農林水産省公表）</li> <li>・みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表）</li> </ul>  |
| V 経営資源 | 29 | 環境保全 | 土壌の侵食を軽減する対策の実施。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地力増進基本指針（平成20年10月16日付け農林水産省公表）</li> <li>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）</li> </ul>  |
| V 経営資源 | 30 | 食品安全 | 使用する水の水源を確認し、水に含まれる危害要因による農産物の安全性に関する評価と、評価結果に基づく対策を実施。                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> <li>・野菜の衛生管理指針（第2版）を活用した衛生管理の推進について（令和3年7月30日付け3消安第2503号、3農産第464号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、農産局園芸作物課長通知）</li> <li>・環境基本法（平成5年法律第91号）</li> <li>・水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）</li> <li>・地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年環境庁告示第10号）</li> <li>・きのこの菌床製造管理基準の制定について（平成4年4月8日付け4林野産第38号林野庁長官通知）</li> </ul> |
| V 経営資源 | 31 | 食品安全 | 養液栽培の場合、培養液の汚染の防止に必要な対策を実施。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範（CXC 53-2003）</li> </ul>   |
| V 経営資源 | 32 | 環境保全 | ほ場及び農産物取扱施設で発生した排水（排水中の栄養成分を含む）やそれに含まれる植物残渣、廃棄物等の適切な管理。                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）</li> <li>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）</li> </ul>  |
| V 経営資源 | 33 | 食品安全 | 農産物取扱施設・設備の保守管理、点検、整備、清掃等の適切な管理に加え、有害生物（昆虫、小動物、鳥類、かび等）の侵入・発生防止対策、異物、有毒植物等の混入防止対策を実施。      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> <li>・野菜の衛生管理指針（第2版）を活用した衛生管理の推進について（令和3年7月30日付け3消安第2503号、3農産第464号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、農産局園芸作物課長通知）</li> <li>・有毒植物による食中毒防止の徹底について（令和3年4月23日付け3消安第625号、3消安第627号、3食産第495号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、食品安全政策課長、食料産業局産業連携課長通知）</li> </ul>  |

| 区分     | 番号 | 分野                   | 取組事項   | 取組事項に関連する法令等   |
|--------|----|----------------------|--|--|
| V 経営資源 | 34 | 食品安全<br>農場経営管理       | 喫煙・飲食場所の指定、農場内の農産物に共通する工程の確認等により、異物混入やアレルギーと農産物の交差汚染の防止対策を実施。              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> <li>・食品表示法（平成25年法律第70号）</li> <li>・健康増進法（平成14年法律第103号）</li> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> <li>・野菜の衛生管理指針（第2版）を活用した衛生管理の推進について（令和3年7月30日付け3消安第2503号、3農産第464号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、農産局園芸作物課長通知）</li> </ul>              |
| V 経営資源 | 35 | 食品安全                 | 農産物を適切に保管、貯蔵し、調製・出荷作業場、保管・貯蔵施設など全ての農産物取扱施設における衛生管理を実施。                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> <li>・野菜の衛生管理指針（第2版）を活用した衛生管理の推進について（令和3年7月30日付け3消安第2503号、3農産第464号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、農産局園芸作物課長通知）</li> </ul>  |
| V 経営資源 | 36 | 食品安全<br>環境保全<br>労働安全 | 器具、容器、設備、機械・装置及び運搬車両を把握し、安全装備等の確認、衛生管理、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理を実施。             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> <li>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）</li> </ul> |
| V 経営資源 | 37 | 農場経営管理               | 計量機器の点検・校正。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計量法（平成4年法律第51号）</li> </ul>   |
| V 経営資源 | 38 | 食品安全                 | 栽培・収穫・調製・運搬に使用する器具・包装容器等や掃除道具及び洗浄剤・消毒剤・機械油等の安全性を確認するとともに、適切な保管、取扱い、洗浄等を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> <li>・野菜の衛生管理指針（第2版）を活用した衛生管理の推進について（令和3年7月30日付け3消安第2503号、3農産第464号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、農産局園芸作物課長通知）</li> </ul>  |
| V 経営資源 | 39 | 労働安全                 | 機械、装置、器具等の適正な使用。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・個別農業機械別留意事項（平成14年3月29日付け13生産第10313号農林水産省生産局生産資材課長通知）</li> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> </ul>     |
| V 経営資源 | 40 | 食品安全<br>環境保全<br>労働安全 | 食品安全（農産物への接触防止等）、環境保全（環境への流出防止等）、労働安全（火災防止等）に配慮した燃料類の保管の実施。                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防法（昭和23年法律第186号）</li> <li>・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> </ul>   |

| 区分     | 番号 | 分野           | 取組事項   | 取組事項に関連する法令等  |
|--------|----|--------------|--|---|
| V 経営資源 | 41 | 環境保全         | 温室効果ガスの削減に資する取組等の実施。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）</li> <li>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表）</li> </ul>   |
| V 経営資源 | 42 | 食品安全<br>環境保全 | 農場から出る廃棄物を把握し、適切に分別・管理して処分するとともに、作物残渣等の有機物のリサイクルに取り組むなど廃棄物の削減を実施。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）</li> <li>・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）</li> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）</li> </ul>                       |
| V 経営資源 | 43 | 環境保全<br>労働安全 | 農場内の整理・整頓・清潔・清掃の実施、農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な処理・焼却の回避。                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）</li> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）</li> <li>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> </ul> |
| V 経営資源 | 44 | 環境保全         | 周辺住民等に対する騒音、振動、悪臭、煙・埃・有害物質の飛散・流出等の配慮と対策の実施。                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）</li> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）</li> <li>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）</li> </ul>   |
| V 経営資源 | 45 | 環境保全         | ほ場等への鳥獣の接近を制限する取組等による生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策の実施。                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）</li> <li>・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針（平成20年2月21日農林水産省告示第254号）</li> </ul>  |
| V 経営資源 | 46 | 環境保全         | セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理の実施、その他外来生物を利用する場合の適切な飼養管理の実施。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）</li> <li>・環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成17年環境省告示第42号）</li> <li>・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第5条に基づくセイヨウオオマルハナバチの飼養等の許可の運用について（平成31年4月19日環自野発第1904191号環境省自然環境局長通知）</li> </ul>                                    |

| 区分      | 番号 | 分野   | 取組事項  | 取組事項に関連する法令等   |
|---------|----|------|---|--|
| VI 栽培管理 | 47 | 食品安全 | 信頼できる供給元からの適正な手段による種苗の入手、育苗の管理及び種苗の調達に関する記録の保管。           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号）</li> <li>・農薬取締法（昭和23年法律第82号）</li> <li>・農薬取締法施行規則（昭和26年農林省令第21号）</li> <li>・有毒植物による食中毒防止の徹底について（令和3年4月23日付け3消安第625号、3消安第627号、3食産第495号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、食品安全政策課長、食料産業局産業連携課長通知）</li> </ul>                   |
| VI 栽培管理 | 48 | 食品安全 | 隣接ほ場からの農薬ドリフトの影響の回避。                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について（平成17年12月20日付け消安第8282号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）</li> <li>・農薬飛散対策技術マニュアル（平成21年度IPM技術評価基準策定・情報提供委託事業／周辺作物飛散影響防止対策基準策定事業報告書）</li> </ul>  |
| VI 栽培管理 | 49 | 環境保全 | 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備（IPMにおける「予防」の取組）。                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針について（平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知）</li> <li>・みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表）</li> </ul>   |
| VI 栽培管理 | 50 | 環境保全 | 病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断（IPMにおける「判断」の取組）。        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針について（平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知）</li> <li>・みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表）</li> </ul>   |
| VI 栽培管理 | 51 | 環境保全 | 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除（IPMにおける「防除」の取組）。                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針について（平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知）</li> <li>・みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表）</li> </ul>   |
| VI 栽培管理 | 52 | 食品安全 | 使用する予定の農薬の情報をまとめ、使用基準違反を防ぐ農薬使用計画を策定。                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬取締法（昭和23年法律第82号）</li> </ul>  |
| VI 栽培管理 | 53 | 食品安全 | 農薬使用計画に基づき、適正に農薬を使用するとともに、使用前に使用濃度や散布方法など、適正な使用方法の再確認を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬取締法（昭和23年法律第82号）</li> <li>・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）</li> </ul>   |
| VI 栽培管理 | 54 | 環境保全 | 農薬は、周辺環境を汚染しない場所で必要な量だけ調製し、使用した計量機器等の洗浄を適切に実施。            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）</li> </ul>  |
| VI 栽培管理 | 55 | 環境保全 | 農薬散布時における周辺作物・周辺住民等への影響の回避。                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）</li> <li>・農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について（平成17年12月20日付け17消安第8282号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）</li> <li>・住宅地等における農薬使用について（平成25年4月26日付け25消安第175号、環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）</li> </ul> |

| 区分      | 番号 | 分野                     | 取組事項   | 取組事項に関連する法令等  |
|---------|----|------------------------|--|---|
| VI 栽培管理 | 56 | 労働安全                   | 農薬の容器等の表示内容を確認し、表示に基づく安全な作業を行うための装備を整え、調製、防除、片付け作業を行い、防除衣、保護装備等を適切に洗浄、乾燥し、他への汚染がないように保管。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> </ul>  |
| VI 栽培管理 | 57 | 食品安全<br>環境保全           | 農薬使用前に防除器具を点検し、使用後に適切に残液を処理、十分に洗浄し、洗浄排液を処理。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について（平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）</li> </ul>   |
| VI 栽培管理 | 58 | 食品安全                   | 農薬の使用記録の作成・保存。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）</li> <li>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）</li> </ul>  |
| VI 栽培管理 | 59 | 食品安全<br>環境保全<br>労働安全   | 食品安全（容器移し替え禁止、いたづら防止の施錠等）、環境保全（流出防止対策等）、労働安全（毒劇・危険物表示、通気性の確保等）に配慮した農薬の保管、在庫管理の実施。        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）</li> <li>・消防法（昭和23年法律第186号）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> </ul>  |
| VI 栽培管理 | 60 | 食品安全                   | 農薬の責任者による農薬適正使用の指示と検証。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> <li>・農薬取締法（昭和23年法律第82号）</li> </ul>   |
| VI 栽培管理 | 61 | 食品安全<br>環境保全<br>農場経営管理 | 堆肥製造に関し、適切な期間・温度の発酵維持による雑草種子、有害微生物の殺滅対策等の実施及び適正な堆肥の施用。                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針（令和2年4月30日付け農林水産省公表）</li> <li>・野菜の衛生管理指針（第2版）を活用した衛生管理の推進について（令和3年7月30日付け3消安第2503号、3農産第464号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、農産局園芸作物課長通知）</li> <li>・牛等の排せつ物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について（平成28年12月27日付け28消安第2274号、28消安第4230号、28生産第1606号、28生産第1607号、28生産第1602号、28生畜第1121号、28生畜第1120号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、消費・安全局畜産安全管理課長、生産局園芸作物課長、生産局技術普及課長、生産局農業環境対策課長、生産局畜産部畜産振興課長、生産局畜産部飼料課長通知）</li> </ul> |
| VI 栽培管理 | 62 | 食品安全<br>環境保全           | 原材料・製造工程の把握による肥料等の安全性、成分の確認と食品安全、環境保全に配慮した肥料等の利用計画の策定。                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）</li> </ul>   |
| VI 栽培管理 | 63 | 環境保全                   | 土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、都道府県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥計画を立て、計画に基づく施肥の実施。           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地力増進基本指針（平成20年10月16日付け農林水産省公表）</li> <li>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表）</li> </ul>   |

| 区分       | 番号 | 分野                   | 取組事項   | 取組事項に関連する法令等   |
|----------|----|----------------------|--|--|
| VI 栽培管理  | 64 | 農場経営管理               | 肥料等の使用記録の作成・保存。  | ・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）  |
| VI 栽培管理  | 65 | 食品安全<br>環境保全<br>労働安全 | 食品安全（未熟堆肥との接触による交差汚染防止、農産物への接触防止等）、環境保全（環境への流出防止等）、労働安全（崩落・落下、発熱・発火・爆発防止等）に配慮した肥料等の保管、在庫管理の実施。 | ・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）<br>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）<br>・労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号） |
| VII 専用項目 | 66 | 食品安全                 | スプラウト類の農産物取扱工程における衛生管理の実施（管理体制の整備、作業者の健康・衛生管理を含む）。   | ・スプラウト生産における衛生管理指針（平成27年9月7日付け農林水産省消費・安全局公表）<br>・もやし生産における衛生管理指針（平成31年3月15日付け農林水産省消費・安全局公表）                    |
| VII 専用項目 | 67 | 食品安全                 | スプラウト類の培地、栽培容器の安全性の確認と適切な管理。   | ・スプラウト生産における衛生管理指針（平成27年9月7日付け農林水産省消費・安全局公表）<br>・もやし生産における衛生管理指針（平成31年3月15日付け農林水産省消費・安全局公表）                    |
| VII 専用項目 | 68 | 食品安全                 | スプラウト類に使用する水について、水質検査、給水設備の保守管理、異物混入防止対策、微生物汚染防止対策を実施。   | ・スプラウト生産における衛生管理指針（平成27年9月7日付け農林水産省消費・安全局公表）<br>・もやし生産における衛生管理指針（平成31年3月15日付け農林水産省消費・安全局公表）                    |
| VII 専用項目 | 69 | 食品安全                 | スプラウト類（種子、作物を含む）を扱う場所は他の区域との境界を明確にし、衛生管理を実施。   | ・スプラウト生産における衛生管理指針（平成27年9月7日付け農林水産省消費・安全局公表）<br>・もやし生産における衛生管理指針（平成31年3月15日付け農林水産省消費・安全局公表）                    |
| VII 専用項目 | 70 | 食品安全                 | スプラウト類の生産設備について工程ごとの専用化の実施。  | ・スプラウト生産における衛生管理指針（平成27年9月7日付け農林水産省消費・安全局公表）<br>・もやし生産における衛生管理指針（平成31年3月15日付け農林水産省消費・安全局公表）                    |
| VII 専用項目 | 71 | 食品安全                 | スプラウト類の種子の殺菌・衛生管理の実施。  | ・スプラウト生産における衛生管理指針（平成27年9月7日付け農林水産省消費・安全局公表）<br>・もやし生産における衛生管理指針（平成31年3月15日付け農林水産省消費・安全局公表）                    |
| VII 専用項目 | 72 | 食品安全                 | きのこ類の原木、菌床資材等、種菌の安全性の確認と適切な管理。   | ・きのこの菌床製造管理基準の制定について（平成4年4月8日付け4林野産第38号林野庁長官通知）  |
| VII 専用項目 | 73 | 食品安全                 | きのこ類の培養施設の温度・湿度等の適切な環境条件の維持及び衛生管理の実施。  | ・きのこの菌床製造管理基準の制定について（平成4年4月8日付け4林野産第38号林野庁長官通知）  |

| 区分       | 番号 | 分野     | 取組事項                               | 取組事項に関連する法令等   |
|----------|----|--------|------------------------------------|--|
| VII 専用項目 | 74 | 食品安全   | 菌床資材及び工程別作業についての記録の作成・保存。          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> <li>・食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について（平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）</li> <li>・きのこの菌床製造管理基準の制定について（平成4年4月8日付け4林野産第38号林野庁長官通知）</li> </ul> |
| VII 専用項目 | 75 | 食品安全   | きのこ類の培地調製、種菌接種の衛生的な実施。             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・きのこの菌床製造管理基準の制定について（平成4年4月8日付け4林野産第38号林野庁長官通知）</li> </ul>  |
| VII 専用項目 | 76 | 労働安全   | ボイラー及び圧力容器の設置・使用に必要な届出、取扱作業主任者の設置。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> <li>・労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）</li> <li>・ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令33号）</li> </ul>  |
| VII 専用項目 | 77 | 農場経営管理 | ボイラー及び圧力容器の定期自主点検の記録の作成・保存。        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> <li>・労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）</li> <li>・ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令33号）</li> </ul>  |
| VII 専用項目 | 78 | 食品安全   | りんごにおけるかび毒（パツリン）汚染の防止・低減対策の実施。     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> <li>・食品、添加物等の規格基準の一部改正について（平成15年12月5日付け15消安第3949号消費・安全局長通知）</li> </ul>  |

## ガイドラインにおける取組事項（穀物）

| 区分        | 番号 | 分野     | 取組事項   | 取組事項に関連する法令等   |
|-----------|----|--------|--|--|
| I 経営体制全体  | 1  | 農場経営管理 | 農場経営に必要な基本情報（栽培品目名、ほ場や施設の名称・所在地等）を明確にして、整理し、必要に応じて文書化。                         | ・農業の「働き方改革」経営者向けガイド（平成30年3月20日農林水産省公表）   |
| I 経営体制全体  | 2  | 農場経営管理 | 組織体制を定めて、責任範囲及び責任者を決定し、周知するとともに、責任者の能力を向上するための体制を整備。                           | ・家族経営協定の普及推進による家族農業経営の近代化について（平成7年2月7日付け7構改B第103号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長通知）   |
| I 経営体制全体  | 3  | 農場経営管理 | 農場経営に必要な食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の継続的改善に関わる要求事項を明確にし、それに沿った方針を策定するとともに、周知を実施。 | ・農業の「働き方改革」経営者向けガイド（平成30年3月20日農林水産省公表）   |
| I 経営体制全体  | 4  | 農場経営管理 | 本ガイドラインに沿った農場の管理を実施するため、農場のルール決定、ルールに基づく運営、実施状況の確認、必要に応じた見直しを実施。               | ・農業の「働き方改革」経営者向けガイド（平成30年3月20日農林水産省公表）   |
| II 生産体制全体 | 5  | 農場経営管理 | 登録品種の種苗の適切な使用など知的財産の保護・活用。   | ・種苗法（平成10年法律第83号）<br>・種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号）<br>・特許法（昭和34年法律第121号）<br>・商標法（昭和34年法律第127号）<br>・特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）     |
| II 生産体制全体 | 6  | 農場経営管理 | 農場経営の方針に基づいた生産計画を策定し、実施した農作業を記録するとともに、実績を計画に対して評価し、必要に応じて次の計画に反映。              | ・農業の「働き方改革」経営者向けガイド（平成30年3月20日農林水産省公表）   |
| II 生産体制全体 | 7  | 農場経営管理 | 農場の管理を実証するために必要な記録の内容とその保管期間を特定し、記録を作成・保存。                                     | ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）<br>・食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について（平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）<br>・食品表示法（平成25年法律第70号） |

| 区分        | 番号 | 分野     | 取組事項   | 取組事項に関連する法令等   |
|-----------|----|--------|--|--|
| III リスク管理 | 8  | 食品安全   | 農場の基本情報及びコーデックス規格のHACCPの考え方に沿って、食品安全（品質を含む）に関する危害要因について危害要因分析を実施し、食品安全上のリスクが高いと判断した危害要因について、危害要因による汚染を防止・低減する対策を実施するための農場のルールの設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品安全基本法（平成15年法律第48号）</li> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> <li>・大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）</li> <li>・農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト（令和3年3月24日付け農林水産省公表）</li> <li>・農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害微生物のリスト（平成28年12月26日付け農林水産省公表）</li> <li>・食品衛生の一般原則（CXC 1-1969）</li> <li>・食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格（General Standard for Contaminants and Toxins in Food and Feed（CXS 193-1995））</li> </ul> |
| III リスク管理 | 9  | 労働安全   | 農場の基本情報に基づき、労働安全に関する危害要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項についてリスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルールの設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> <li>・労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成11年4月30日労働省告示第53号）</li> </ul>  |
| III リスク管理 | 10 | 環境保全   | 農場の基本情報に基づき、環境に負荷を与える要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項について、リスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルールの設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）</li> <li>・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）</li> <li>・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）</li> <li>・環境基本法（平成5年法律第91号）</li> <li>・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）</li> <li>・生物多様性基本法（平成20年法律第58号）</li> <li>・みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表）</li> </ul>   |
| III リスク管理 | 11 | 農場経営管理 | 出荷する商品の表示の管理及び収穫記録と結びついた農産物の出荷記録、それ以外の農場の管理等に関する記録の作成・保存。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> <li>・食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について（平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）</li> <li>・食品表示法（平成25年法律第70号）</li> </ul>   |
| III リスク管理 | 12 | 食品安全   | 異種穀粒・異物混入を防止する対策を実施。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> <li>・大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）</li> </ul>   |
| III リスク管理 | 13 | 農場経営管理 | 用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管・販売・処分。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）</li> <li>・米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年農林水産省令第63号）</li> </ul>   |

| 区分        | 番号 | 分野     | 取組事項   | 取組事項に関連する法令等  |
|-----------|----|--------|--|---|
| III リスク管理 | 14 | 農場経営管理 | 工程管理の信頼性を確保するための農場のルールに基づく管理を遵守することについての外部委託先との合意。     | ・農業支援サービス提供事業者が提供する情報の表示の共通化に関するガイドラインの策定について（令和3年3月26日付け2生産第2478号農林水産省生産局長通知）  |
| III リスク管理 | 15 | 農場経営管理 | 食品安全を確保するための資材等の供給者及び検査機関を含むサービス提供者の評価及び選定に係る方法を定めて実施。 | ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）<br>・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）<br>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）   |
| III リスク管理 | 16 | 農場経営管理 | クレーム及び農場のルール違反への対応手順を定め、実施し、記録を作成・保存。                  | ・製造物責任法（平成6年法律第85号）   |
| III リスク管理 | 17 | 農場経営管理 | 事故や災害等に備えた農業生産の維持・継続のための対策の実施。                         | ・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）<br>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）<br>・「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP」の周知等について（令和3年1月27日付け2経営第2699号農林水産省経営局保険課長通知）<br>・製造物責任法（平成6年法律第85号）<br>・農業保険法（昭和22年法律第185号）  |
| IV 人的資源   | 18 | 人権保護   | 雇用・労働環境における人権侵害防止について、管理方法を定めて実施。                      | ・労働基準法（昭和22年法律第49号）<br>・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）<br>・職業安定法（昭和22年法律第141号）<br>・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第103号）   |
| IV 人的資源   | 19 | 人権保護   | 技能実習生など、外国人雇用がある場合、適切な対応を行うための環境整備等を実施。                | ・農業分野における技能実習生の労働条件の確保について（平成25年農林水産省経営局就農・女性課長通知）<br>・出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）<br>・出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）<br>・外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）<br>・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）<br>・外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成19年厚生労働省告示第276号） |
| IV 人的資源   | 20 | 人権保護   | 家族間の十分な話し合いに基づく家族経営の実施。                                | ・家族経営協定の普及推進による家族農業経営の近代化について（平成7年2月7日付け7構改B第103号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長通知）  |

| 区分      | 番号 | 分野             | 取組事項  | 取組事項に関連する法令等  |
|---------|----|----------------|---|---|
| IV 人的資源 | 21 | 人権保護           | 労働条件を遵守し、労使間における労働条件、労働環境、労働安全等に関する意見交換を実施。                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働基準法（昭和22年法律第49号）</li> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> <li>・労働組合法（昭和24年法律第174号）</li> <li>・労働契約法（平成19年法律第128号）</li> </ul>  |
| IV 人的資源 | 22 | 農場経営管理         | 作業者が必要な力量を身に付けるため、教育訓練を実施。                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> <li>・外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成19年厚生労働省告示第276号）</li> </ul>  |
| IV 人的資源 | 23 | 人権保護<br>農場経営管理 | 業務が原因で負傷、もしくは疾病にかかった農作業従事者を保護するための労災保険の成立手続の実施。               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）</li> <li>・労働基準法（昭和22年法律第49号）</li> <li>・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> </ul>   |
| IV 人的資源 | 24 | 農場経営管理         | 施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレーターとの責任分担の明確化。                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> <li>・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）</li> </ul> |
| IV 人的資源 | 25 | 労働安全<br>人権保護   | 適切に実施しなければ危険を伴う機械作業、高所作業又は農薬散布作業等従事者に対し、必要な能力及び資格を得るための訓練を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> <li>・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> </ul>   |
| IV 人的資源 | 26 | 労働安全           | 安全に作業を行うための服装や保護具の着用・管理の実施。                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> <li>・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> </ul>   |
| IV 人的資源 | 27 | 労働安全           | 清潔な水・救急箱の用意、連絡方法などを含めた事故対応手順を定めて、農作業従事者等に周知。                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> <li>・労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）</li> </ul>   |

| 区分     | 番号 | 分野             | 取組事項  | 取組事項に関連する法令等  |
|--------|----|----------------|---|---|
| V 経営資源 | 28 | 農場経営管理         | 農産物の汚染や事故を防止するため、食品安全・衛生管理、労働安全、環境への配慮に関する入場時のルールを定めて、農場入場者（訪問者を含む）に対して遵守するよう周知。                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> </ul>   |
| V 経営資源 | 29 | 食品安全<br>農場経営管理 | ほ場や施設から通える場所での清潔な手洗い設備やトイレ設備の確保等による衛生管理を実施。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> </ul>   |
| V 経営資源 | 30 | 食品安全           | ほ場やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物、資材等からの危害要因による土壌の汚染及び土壌中の危害要因に由来する農産物の汚染の可能性に関する評価の実施、評価結果に基づく対策の実施。                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> <li>・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）</li> <li>・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）</li> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）</li> </ul>   |
| V 経営資源 | 31 | 食品安全           | 生産する農産物のカドミウム濃度が基準値を超える可能性のある地域では、その基準値を遵守できるよう、生産される農産物のカドミウム濃度に応じた低減対策の実施。それ以外の地域においても、食品安全上のリスクをできるだけ減らすため低減対策を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> <li>・食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）（第1 食品の部 D各条 穀類、豆類及び野菜）</li> <li>・コメ中のカドミウム低減のための実施指針の改訂について（平成30年1月12日付け29消安第5035号29生産第1698号29政統第1404号農林水産省消費・安全局長、生産局長、政策統括官通知）</li> <li>・ダイズのカドミウム吸収抑制のための技術確立マニュアル（平成19年4月改訂 農林水産省（独）農業環境技術研究所作成）</li> <li>・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）</li> <li>・食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格（General Standard for Contaminants and Toxins in Food and Feed (CXS 193-1995)）</li> </ul> |
| V 経営資源 | 32 | 環境保全           | 堆肥等の有機物等の活用等による土づくり等を通じた適正な土壌管理の実施。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地力増進基本指針（平成20年10月16日付け農林水産省公表）</li> <li>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針（令和2年4月30日付け農林水産省公表）</li> <li>・みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表）</li> </ul>  |
| V 経営資源 | 33 | 環境保全           | 土壌の侵食を軽減する対策の実施。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地力増進基本指針（平成20年10月16日付け農林水産省公表）</li> <li>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）</li> </ul>  |
| V 経営資源 | 34 | 食品安全           | 使用する水の水源を確認し、水に含まれる危害要因による農産物の安全性に関する評価と、評価結果に基づく対策を実施。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> <li>・環境基本法（平成5年法律第91号）</li> <li>・水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）</li> <li>・地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年環境庁告示第10号）</li> </ul>   |

| 区分     | 番号 | 分野                   | 取組事項   | 取組事項に関連する法令等   |
|--------|----|----------------------|--|--|
| V 経営資源 | 35 | 環境保全                 | ほ場及び農産物取扱施設で発生した排水（排水中の栄養成分を含む）やそれに含まれる植物残渣、廃棄物等の適切な管理。                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）</li> <li>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）</li> </ul>   |
| V 経営資源 | 36 | 環境保全                 | 水田代かき後の濁水流出の防止対策を実施。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地力増進基本指針（平成20年10月16日付け農林水産省公表）</li> <li>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）</li> </ul>   |
| V 経営資源 | 37 | 食品安全                 | 農産物取扱施設・設備の保守管理、点検、整備、清掃等の適切な管理に加え、有害生物（昆虫、小動物、鳥類、かび等）の侵入・発生防止対策、異物、有毒植物等の混入防止対策を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> <li>・米のカビ汚染防止のための管理ガイドライン（平成24年2月29日付け農林水産省公表）</li> <li>・有毒植物による食中毒防止の徹底について（令和3年4月23日付け3消安第625号、3消安第627号、3食産第495号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、食品安全政策課長、食料産業局産業連携課長通知）</li> <li>・大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）</li> </ul>                  |
| V 経営資源 | 38 | 食品安全<br>農場経営管理       | 喫煙・飲食場所の指定、農場内の農産物に共通する工程の確認等により、異物混入やアレルギーと農産物の交差汚染の防止対策を実施。                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> <li>・食品表示法（平成25年法律第70号）</li> <li>・健康増進法（平成14年法律第103号）</li> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> </ul>   |
| V 経営資源 | 39 | 食品安全                 | 農産物を適切に保管、貯蔵し、調製・出荷作業場、保管・貯蔵施設など全ての農産物取扱施設における衛生管理を実施。                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> <li>・大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）</li> <li>・米のカビ汚染防止のための管理ガイドライン（平成24年2月29日付け農林水産省公表）</li> </ul>   |
| V 経営資源 | 40 | 食品安全<br>環境保全<br>労働安全 | 器具、容器、設備、機械・装置及び運搬車両を把握し、安全装備等の確認、衛生管理、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理を実施。                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> <li>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・米のカビ汚染防止のための管理ガイドライン（平成24年2月29日付け農林水産省公表）</li> </ul> |
| V 経営資源 | 41 | 農場経営管理               | 計量機器の点検・校正。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計量法（平成4年法律第51号）</li> <li>・米のカビ汚染防止のための管理ガイドライン（平成24年2月29日付け農林水産省公表）</li> </ul>   |

| 区分     | 番号 | 分野                   | 取組事項   | 取組事項に関連する法令等  |
|--------|----|----------------------|--|---|
| V 経営資源 | 42 | 食品安全                 | 栽培・収穫・調製・運搬に使用する器具・包装容器等や掃除道具及び洗浄剤・消毒剤・機械油等の安全性を確認するとともに、適切な保管、取扱い、洗浄等を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> <li>・米のカビ汚染防止のための管理ガイドライン（平成24年2月29日付け農林水産省公表）</li> </ul>  |
| V 経営資源 | 43 | 労働安全                 | 機械、装置、器具等の適正な使用。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・個別農業機械別留意事項（平成14年3月29日付け13生産第10313号農林水産省生産局生産資材課長通知）</li> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> </ul>                          |
| V 経営資源 | 44 | 食品安全<br>環境保全<br>労働安全 | 食品安全（農産物への接触防止等）、環境保全（環境への流出防止等）、労働安全（火災防止等）に配慮した燃料類の保管の実施。                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防法（昭和23年法律第186号）</li> <li>・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> </ul>  |
| V 経営資源 | 45 | 環境保全                 | 温室効果ガスの削減に資する取組等の実施。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）</li> <li>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表）</li> <li>・水田メタン発生抑制のための新たな水管理マニュアル（平成24年8月（独）農業環境技術研究所）</li> </ul>   |
| V 経営資源 | 46 | 食品安全<br>環境保全         | 農場から出る廃棄物を把握し、適切に分別・管理して処分するとともに、作物残渣等の有機物のリサイクルに取り組むなど廃棄物の削減を実施。          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）</li> <li>・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）</li> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）</li> </ul>                       |
| V 経営資源 | 47 | 環境保全<br>労働安全         | 農場内の整理・整頓・清潔・清掃の実施、農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な処理・焼却の回避。                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）</li> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）</li> <li>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> </ul> |

| 区分      | 番号 | 分野   | 取組事項  | 取組事項に関連する法令等   |
|---------|----|------|---|--|
| V 経営資源  | 48 | 環境保全 | 周辺住民等に対する騒音、振動、悪臭、煙・埃・有害物質の飛散・流出等の配慮と対策の実施。               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）</li> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）</li> <li>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）</li> </ul>                              |
| V 経営資源  | 49 | 環境保全 | ほ場等への鳥獣の接近を制限する取組等による生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策の実施。               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）</li> <li>・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針（平成20年2月21日農林水産省告示第254号）</li> </ul>   |
| VI 栽培管理 | 50 | 食品安全 | 信頼できる供給元からの適正な手段による種苗の入手、育苗の管理及び種苗の調達に関する記録の保管。           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号）</li> <li>・農薬取締法（昭和23年法律第82号）</li> <li>・農薬取締法施行規則（昭和26年農林省令第21号）</li> <li>・有毒植物による食中毒防止の徹底について（令和3年4月23日付け3消安第625号、3消安第627号、3食産第495号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、食品安全政策課長、食料産業局産業連携課長通知）</li> </ul> |
| VI 栽培管理 | 51 | 食品安全 | 隣接ほ場からの農薬ドリフトの影響の回避。                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について（平成17年12月20日付け消安第8282号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）</li> <li>・農薬飛散対策技術マニュアル（平成21年度IPM技術評価基準策定・情報提供委託事業／周辺作物飛散影響防止対策基準策定事業報告書）</li> </ul>  |
| VI 栽培管理 | 52 | 環境保全 | 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備（IPMにおける「予防」の取組）。                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針について（平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知）</li> <li>・みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表）</li> </ul>   |
| VI 栽培管理 | 53 | 環境保全 | 病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断（IPMにおける「判断」の取組）。        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針について（平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知）</li> <li>・みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表）</li> </ul>   |
| VI 栽培管理 | 54 | 環境保全 | 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除（IPMにおける「防除」の取組）。                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針について（平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知）</li> <li>・みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表）</li> </ul>   |
| VI 栽培管理 | 55 | 食品安全 | 使用する予定の農薬の情報をまとめ、使用基準違反を防ぐ農薬使用計画を策定。                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬取締法（昭和23年法律第82号）</li> </ul>  |
| VI 栽培管理 | 56 | 食品安全 | 農薬使用計画に基づき、適正に農薬を使用するとともに、使用前に使用濃度や散布方法など、適正な使用方法の再確認を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬取締法（昭和23年法律第82号）</li> <li>・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）</li> </ul>   |

| 区分      | 番号 | 分野                   | 取組事項   | 取組事項に関連する法令等   |
|---------|----|----------------------|--|--|
| VI 栽培管理 | 57 | 環境保全                 | 農薬は、周辺環境を汚染しない場所で必要な量だけ調製し、使用した計量機器等の洗浄を適切に実施。   | ・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）  |
| VI 栽培管理 | 58 | 環境保全                 | 農薬散布時における周辺作物・周辺住民等への影響の回避。  | ・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）<br>・農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について（平成17年12月20日付け17消安第8282号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）<br>・住宅地等における農薬使用について（平成25年4月26日付け25消安第175号、環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知） |
| VI 栽培管理 | 59 | 労働安全                 | 農薬の容器等の表示内容を確認し、表示に基づく安全な作業を行うための装備を整え、調製、防除、片付け作業を行い、防除衣、保護装備等を適切に洗浄、乾燥し、他への汚染がないように保管。 | ・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）<br>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）   |
| VI 栽培管理 | 60 | 環境保全                 | 水田からの農薬流出を防止する対策の実施。   | ・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）<br>・農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について（平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）<br>・水田において使用される農薬における止水期間の遵守の徹底等について（平成23年10月12日付け23消安第3601号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）    |
| VI 栽培管理 | 61 | 食品安全<br>環境保全         | 農薬使用前に防除器具を点検し、使用後に適切に残液を処理、十分に洗浄し、洗浄排水を処理。  | ・農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について（平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）  |
| VI 栽培管理 | 62 | 食品安全                 | 農薬の使用記録の作成・保存。   | ・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）<br>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）   |
| VI 栽培管理 | 63 | 食品安全<br>環境保全<br>労働安全 | 食品安全（容器移し替え禁止、いたずら防止の施錠等）、環境保全（流出防止対策等）、労働安全（毒劇・危険物表示、通気性の確保等）に配慮した農薬の保管、在庫管理の実施。        | ・毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）<br>・消防法（昭和23年法律第186号）<br>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）   |
| VI 栽培管理 | 64 | 食品安全                 | 農薬の責任者による農薬適正使用の指示と検証。   | ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）<br>・農薬取締法（昭和23年法律第82号）  |
| VI 栽培管理 | 65 | 食品安全<br>環境保全         | 堆肥製造に関し、適切な期間・温度の発酵維持による雑草種子、有害微生物の殺滅対策等の実施及び適正な堆肥の施用。                                   | ・家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針（令和2年4月30日付け農林水産省公表）  |

| 区分       | 番号 | 分野                   | 取組事項   | 取組事項に関連する法令等  |
|----------|----|----------------------|--|---|
| VI 栽培管理  | 66 | 食品安全<br>環境保全         | 原材料・製造工程の把握による肥料等の安全性、成分の確認と食品安全、環境保全に配慮した肥料等の利用計画の策定。   | ・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）   |
| VI 栽培管理  | 67 | 環境保全                 | 土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、都道府県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥計画を立て、計画に基づく施肥の実施。                 | ・地力増進基本指針（平成20年10月16日付け農林水産省公表）<br>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）<br>・みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表）   |
| VI 栽培管理  | 68 | 農場経営管理               | 肥料等の使用記録の作成・保存。  | ・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）   |
| VI 栽培管理  | 69 | 食品安全<br>環境保全<br>労働安全 | 食品安全（未熟堆肥との接触による交差汚染防止、農産物への接触防止等）、環境保全（環境への流出防止等）、労働安全（崩落・落下、発熱・発火・爆発防止等）に配慮した肥料等の保管、在庫管理の実施。 | ・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）<br>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）<br>・労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）  |
| VII 専用項目 | 70 | 食品安全                 | 麦類のDON・NIV等のかび毒汚染低減対策を実施。  | ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）<br>・食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）（第1 食品の部D各条 穀類、豆類及び野菜）<br>・麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染低減のための指針の策定・普及について（平成20年12月17日付け20消安第891号・20生産第5731号消費・安全局長、生産局長通知）<br>・小麦のデオキシニバレノールに係る暫定的な基準値の設定について（平成14年5月21日食発第0521001号厚生労働省食品保健部長通知）※食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和3年厚生労働省告示第294号）が令和3年7月30日に告示され、小麦についてデオキシニバレノールを1.0mg/kgを超えて含有するものであってはならない旨の成分規格が新たに設定。当該告示は令和4年4月1日から適用されることから、本通知は令和4年3月31日をもって廃止。 |

## ガイドラインにおける取組事項（茶）

| 区分        | 番号 | 分野     | 取組事項   | 取組事項に関連する法令等   |
|-----------|----|--------|--|--|
| I 経営体制全体  | 1  | 農場経営管理 | 農場経営に必要な基本情報（栽培品目名、ほ場や施設の名称・所在地等）を明確にして、整理し、必要に応じて文書化。                         | ・農業の「働き方改革」経営者向けガイド（平成30年3月20日農林水産省公表）   |
| I 経営体制全体  | 2  | 農場経営管理 | 組織体制を定めて、責任範囲及び責任者を決定し、周知するとともに、責任者の能力を向上するための体制を整備。                           | ・家族経営協定の普及推進による家族農業経営の近代化について（平成7年2月7日付け7構改B第103号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長通知）   |
| I 経営体制全体  | 3  | 農場経営管理 | 農場経営に必要な食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の継続的改善に関わる要求事項を明確にし、それに沿った方針を策定するとともに、周知を実施。 | ・農業の「働き方改革」経営者向けガイド（平成30年3月20日農林水産省公表）   |
| I 経営体制全体  | 4  | 農場経営管理 | 本ガイドラインに沿った農場の管理を実施するため、農場のルール決定、ルールに基づく運営、実施状況の確認、必要に応じた見直しを実施。               | ・農業の「働き方改革」経営者向けガイド（平成30年3月20日農林水産省公表）   |
| II 生産体制全体 | 5  | 農場経営管理 | 登録品種の種苗の適切な使用など知的財産の保護・活用。   | ・種苗法（平成10年法律第83号）<br>・種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号）<br>・特許法（昭和34年法律第121号）<br>・商標法（昭和34年法律第127号）<br>・特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）     |
| II 生産体制全体 | 6  | 農場経営管理 | 農場経営の方針に基づいた生産計画を策定し、実施した農作業を記録するとともに、実績を計画に対して評価し、必要に応じて次の計画に反映。              | ・農業の「働き方改革」経営者向けガイド（平成30年3月20日農林水産省公表）   |
| II 生産体制全体 | 7  | 農場経営管理 | 農場の管理を実証するために必要な記録の内容とその保管期間を特定し、記録を作成・保存。                                     | ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）<br>・食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について（平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）<br>・食品表示法（平成25年法律第70号） |

| 区分        | 番号 | 分野     | 取組事項   | 取組事項に関連する法令等   |
|-----------|----|--------|--|--|
| III リスク管理 | 8  | 食品安全   | 農場の基本情報及びコーデックス規格のHACCPの考え方に沿って、食品安全（品質を含む）に関する危害要因について危害要因分析を実施し、食品安全上のリスクが高いと判断した危害要因について、危害要因による汚染を防止・低減する対策を実施するための農場のルールの設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品安全基本法（平成15年法律第48号）</li> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> <li>・農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト（令和3年3月24日付け農林水産省公表）</li> <li>・農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害微生物のリスト（平成28年12月26日付け農林水産省公表）</li> <li>・食品衛生の一般原則（CXC 1-1969）</li> <li>・食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格（General Standard for Contaminants and Toxins in Food and Feed（CXS 193-1995））</li> </ul> |
| III リスク管理 | 9  | 労働安全   | 農場の基本情報に基づき、労働安全に関する危害要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項についてリスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルールの設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> <li>・労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成11年4月30日労働省告示第53号）</li> </ul>  |
| III リスク管理 | 10 | 環境保全   | 農場の基本情報に基づき、環境に負荷を与える要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項について、リスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルールの設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）</li> <li>・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）</li> <li>・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）</li> <li>・環境基本法（平成5年法律第91号）</li> <li>・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）</li> <li>・生物多様性基本法（平成20年法律第58号）</li> <li>・みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表）</li> </ul>   |
| III リスク管理 | 11 | 農場経営管理 | 出荷する商品の表示の管理及び収穫記録と結びついた農産物の出荷記録、それ以外の農場の管理等に関する記録の作成・保存。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> <li>・食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について（平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）</li> <li>・食品表示法（平成25年法律第70号）</li> </ul>   |
| III リスク管理 | 12 | 食品安全   | 異品種・異物混入を防止する対策の実施。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> </ul>   |
| III リスク管理 | 13 | 農場経営管理 | 工程管理の信頼性を確保するための農場のルールに基づく管理を遵守することについての外部委託先との合意。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業支援サービス提供事業者が提供する情報の表示の共通化に関するガイドラインの策定について（令和3年3月26日付け2生産第2478号農林水産省生産局長通知）</li> </ul>   |
| III リスク管理 | 14 | 農場経営管理 | 食品安全を確保するための資材等の供給者及び検査機関を含むサービス提供者の評価及び選定に係る方法を定めて実施。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬取締法（昭和23年法律第82号）</li> <li>・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）</li> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> </ul>  |

| 区分        | 番号 | 分野     | 取組事項  | 取組事項に関連する法令等  |
|-----------|----|--------|---|---|
| III リスク管理 | 15 | 農場経営管理 | クレーム及び農場のルール違反への対応手順を定め、実施し、記録を作成・保存。       | ・製造物責任法（平成6年法律第85号）   |
| III リスク管理 | 16 | 農場経営管理 | 事故や災害等に備えた農業生産の維持・継続のための対策の実施。              | ・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）<br>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）<br>・「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP」の周知等について（令和3年1月27日付け2経営第2699号農林水産省経営局保険課長通知）<br>・製造物責任法（平成6年法律第85号）<br>・農業保険法（昭和22年法律第185号）  |
| IV 人的資源   | 17 | 人権保護   | 雇用・労働環境における人権侵害防止について、管理方法を定めて実施。           | ・労働基準法（昭和22年法律第49号）<br>・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）<br>・職業安定法（昭和22年法律第141号）<br>・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第103号）   |
| IV 人的資源   | 18 | 人権保護   | 技能実習生など、外国人雇用がある場合、適切な対応を行うための環境整備等を実施。     | ・農業分野における技能実習生の労働条件の確保について（平成25年農林水産省経営局就農・女性課長通知）<br>・出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）<br>・出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）<br>・外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）<br>・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）<br>・外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成19年厚生労働省告示第276号） |
| IV 人的資源   | 19 | 人権保護   | 家族間の十分な話し合いに基づく家族経営の実施。                     | ・家族経営協定の普及推進による家族農業経営の近代化について（平成7年2月7日付け7構改B第103号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長通知）  |
| IV 人的資源   | 20 | 人権保護   | 労働条件を遵守し、労使間における労働条件、労働環境、労働安全等に関する意見交換を実施。 | ・労働基準法（昭和22年法律第49号）<br>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）<br>・労働組合法（昭和24年法律第174号）<br>・労働契約法（平成19年法律第128号）  |
| IV 人的資源   | 21 | 農場経営管理 | 作業者が必要な力量を身に付けるため、教育訓練を実施。                  | ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）<br>・外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成19年厚生労働省告示第276号）  |

| 区分      | 番号 | 分野             | 取組事項  | 取組事項に関連する法令等  |
|---------|----|----------------|---|---|
| IV 人的資源 | 22 | 人権保護<br>農場経営管理 | 業務が原因で負傷、もしくは疾病にかかった農作業従事者を保護するための労災保険の成立手続の実施。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）</li> <li>・労働基準法（昭和22年法律第49号）</li> <li>・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> </ul>   |
| IV 人的資源 | 23 | 労働安全<br>人権保護   | 適切に実施しなければ危険を伴う機械作業、高所作業又は農薬散布作業等従事者に対し、必要な能力及び資格を得るための訓練を実施。                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> <li>・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> </ul>                                   |
| IV 人的資源 | 24 | 労働安全           | 安全に作業を行うための服装や保護具の着用・管理の実施。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> <li>・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> </ul>                                   |
| IV 人的資源 | 25 | 労働安全           | 清潔な水・救急箱の用意、連絡方法などを含めた事故対応手順を定めて、農作業従事者等に周知。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> <li>・労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）</li> </ul> |
| V 経営資源  | 26 | 農場経営管理         | 農産物の汚染や事故を防止するため、食品安全・衛生管理、労働安全、環境への配慮に関する入場時のルールを定めて、農場入場者（訪問者を含む）に対して遵守するよう周知。          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> </ul>   |
| V 経営資源  | 27 | 食品安全<br>農場経営管理 | ほ場や施設から通える場所での清潔な手洗い設備やトイレ設備の確保等による衛生管理を実施。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> </ul>   |
| V 経営資源  | 28 | 食品安全           | ほ場やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物、資材等からの危害要因による土壌の汚染及び土壌中の危害要因に由来する農産物の汚染の可能性に関する評価の実施、評価結果に基づく対策の実施。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> <li>・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）</li> <li>・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）</li> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）</li> </ul>   |

| 区分     | 番号 | 分野             | 取組事項   | 取組事項に関連する法令等   |
|--------|----|----------------|--|--|
| V 経営資源 | 29 | 環境保全           | 堆肥等の有機物等の活用等による土づくり等を通じた適正な土壌管理の実施。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地力増進基本指針（平成20年10月16日付け農林水産省公表）</li> <li>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針（令和2年4月30日付け農林水産省公表）</li> <li>・みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表）</li> </ul> |
| V 経営資源 | 30 | 環境保全           | 土壌の侵食を軽減する対策の実施。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地力増進基本指針（平成20年10月16日付け農林水産省公表）</li> <li>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）</li> </ul>   |
| V 経営資源 | 31 | 食品安全           | 使用する水の水源を確認し、水に含まれる有害要因による農産物の安全性に関する評価と、評価結果に基づく対策を実施。                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> <li>・環境基本法（平成5年法律第91号）</li> <li>・水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）</li> <li>・地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年環境庁告示第10号）</li> </ul>  |
| V 経営資源 | 32 | 食品安全           | 生葉洗浄工程における、洗浄用器具、洗浄水による生葉の汚染防止を実施。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> </ul>   |
| V 経営資源 | 33 | 環境保全           | ほ場及び農産物取扱施設で発生した排水（排水中の栄養成分を含む）やそれに含まれる植物残渣、廃棄物等の適切な管理。                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）</li> <li>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）</li> </ul>   |
| V 経営資源 | 34 | 食品安全           | 農産物取扱施設・設備の保守管理、点検、整備、清掃等の適切な管理に加え、有害生物（昆虫、小動物、鳥類、かび等）の侵入・発生防止対策、異物、有毒植物等の混入防止対策を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> <li>・有毒植物による食中毒防止の徹底について（令和3年4月23日付け3消安第625号、3消安第627号、3食産第495号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、食品安全政策課長、食料産業局産業連携課長通知）</li> </ul>  |
| V 経営資源 | 35 | 食品安全           | 荒茶の製造エリアは土足禁止、入場口には土足禁止を啓発する表示物の表示。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> </ul>   |
| V 経営資源 | 36 | 食品安全<br>農場経営管理 | 喫煙・飲食場所の指定、農場内の農産物に共通する工程の確認等により、異物混入やアレルギーと農産物の交差汚染の防止対策を実施。                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> <li>・食品表示法（平成25年法律第70号）</li> <li>・健康増進法（平成14年法律第103号）</li> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> </ul>   |
| V 経営資源 | 37 | 食品安全           | 農産物を適切に保管、貯蔵し、調製・出荷作業場、保管・貯蔵施設など全ての農産物取扱施設における衛生管理を実施。                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> </ul>   |

| 区分     | 番号 | 分野                   | 取組事項   | 取組事項に関連する法令等   |
|--------|----|----------------------|--|--|
| V 経営資源 | 38 | 食品安全<br>環境保全<br>労働安全 | 器具、容器、設備、機械・装置及び運搬車両を把握し、安全装備等の確認、衛生管理、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理を実施。             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> <li>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）</li> </ul> |
| V 経営資源 | 39 | 労働安全                 | ボイラーの設置・使用に必要な届出、取扱作業主任者の設置。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> <li>・労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）</li> <li>・ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令33号）</li> </ul>  |
| V 経営資源 | 40 | 農場経営管理               | ボイラーの定期自主点検の記録の作成・保存。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> <li>・労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）</li> <li>・ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令33号）</li> </ul>  |
| V 経営資源 | 41 | 農場経営管理               | 計量機器の点検・校正。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計量法（平成4年法律第51号）</li> </ul>   |
| V 経営資源 | 42 | 食品安全                 | 栽培・収穫・調製・運搬に使用する器具・包装容器等や掃除道具及び洗浄剤・消毒剤・機械油等の安全性を確認するとともに、適切な保管、取扱い、洗浄等を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> </ul>   |
| V 経営資源 | 43 | 労働安全                 | 機械、装置、器具等の適正な使用。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・個別農業機械別留意事項（平成14年3月29日付け13生産第10313号農林水産省生産局生産資材課長通知）</li> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> </ul>     |
| V 経営資源 | 44 | 食品安全<br>環境保全<br>労働安全 | 食品安全（農産物への接触防止等）、環境保全（環境への流出防止等）、労働安全（火災防止等）に配慮した燃料類の保管の実施。                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防法（昭和23年法律第186号）</li> <li>・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> </ul>   |
| V 経営資源 | 45 | 環境保全                 | 温室効果ガスの削減に資する取組等の実施。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）</li> <li>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表）</li> </ul>  |

| 区分      | 番号 | 分野           | 取組事項  | 取組事項に関連する法令等  |
|---------|----|--------------|---|---|
| V 経営資源  | 46 | 食品安全<br>環境保全 | 農場から出る廃棄物を把握し、適切に分別・管理して処分するとともに、作物残渣等の有機物のリサイクルに取り組むなど廃棄物の削減を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）</li> <li>・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）</li> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）</li> </ul>                       |
| V 経営資源  | 47 | 環境保全<br>労働安全 | 農場内の整理・整頓・清潔・清掃の実施、農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な処理・焼却の回避。                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）</li> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）</li> <li>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> </ul> |
| V 経営資源  | 48 | 環境保全         | 周辺住民等に対する騒音、振動、悪臭、煙・埃・有害物質の飛散・流出等の配慮と対策の実施。                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）</li> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）</li> <li>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）</li> </ul>   |
| V 経営資源  | 49 | 環境保全         | ほ場等への鳥獣の接近を制限する取組等による生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策の実施。                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）</li> <li>・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針（平成20年2月21日農林水産省告示第254号）</li> </ul>  |
| VI 栽培管理 | 50 | 食品安全         | 隣接ほ場からの農薬ドリフトの影響の回避。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について（平成17年12月20日付け消安第8282号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）</li> <li>・農薬飛散対策技術マニュアル（平成21年度IPM技術評価基準策定・情報提供委託事業／周辺作物飛散影響防止対策基準策定事業報告書）</li> </ul>   |
| VI 栽培管理 | 51 | 環境保全         | 病虫害・雑草が発生しにくい生産条件の整備（IPMにおける「予防」の取組）。                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的病虫害・雑草管理（IPM）実践指針について（平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知）</li> <li>・みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表）</li> </ul>  |
| VI 栽培管理 | 52 | 環境保全         | 病虫害・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断（IPMにおける「判断」の取組）。                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的病虫害・雑草管理（IPM）実践指針について（平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知）</li> <li>・みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表）</li> </ul>  |
| VI 栽培管理 | 53 | 環境保全         | 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除（IPMにおける「防除」の取組）。                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的病虫害・雑草管理（IPM）実践指針について（平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知）</li> <li>・みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表）</li> </ul>  |

| 区分      | 番号 | 分野                   | 取組事項   | 取組事項に関連する法令等   |
|---------|----|----------------------|--|--|
| VI 栽培管理 | 54 | 食品安全                 | 使用する予定の農薬の情報をまとめ、使用基準違反を防ぐ農薬使用計画を策定。   | ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）  |
| VI 栽培管理 | 55 | 食品安全                 | 農薬使用計画に基づき、適正に農薬を使用するとともに、使用前に使用濃度や散布方法など、適正な使用方法の再確認を実施。                                | ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）<br>・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）   |
| VI 栽培管理 | 56 | 環境保全                 | 農薬は、周辺環境を汚染しない場所で必要な量だけ調製し、使用した計量機器等の洗浄を適切に実施  | ・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）  |
| VI 栽培管理 | 57 | 環境保全                 | 農薬散布時における周辺作物・周辺住民等への影響の回避。  | ・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）<br>・農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について（平成17年12月20日付け17消安第8282号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）<br>・住宅地等における農薬使用について（平成25年4月26日付け25消安第175号、環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知） |
| VI 栽培管理 | 58 | 労働安全                 | 農薬の容器等の表示内容を確認し、表示に基づく安全な作業を行うための装備を整え、調製、防除、片付け作業を行い、防除衣、保護装備等を適切に洗浄、乾燥し、他への汚染がないように保管。 | ・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）<br>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）   |
| VI 栽培管理 | 59 | 食品安全<br>環境保全         | 農薬使用前に防除器具を点検し、使用後に適切に残液を処理、十分に洗浄し、洗浄排液を処理。  | ・農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について（平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）  |
| VI 栽培管理 | 60 | 食品安全                 | 農薬の使用記録の作成・保存。   | ・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）<br>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）   |
| VI 栽培管理 | 61 | 食品安全<br>環境保全<br>労働安全 | 食品安全（容器移し替え禁止、いたずら防止の施錠等）、環境保全（流出防止対策等）、労働安全（毒劇・危険物表示、通気性の確保等）に配慮した農薬の保管、在庫管理の実施。        | ・毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）<br>・消防法（昭和23年法律第186号）<br>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）   |
| VI 栽培管理 | 62 | 食品安全                 | 農薬の責任者による農薬適正使用の指示と検証。   | ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）<br>・農薬取締法（昭和23年法律第82号）  |
| VI 栽培管理 | 63 | 食品安全<br>環境保全         | 堆肥製造に関し、適切な期間・温度の発酵維持による雑草種子、有害微生物の殺滅対策等の実施及び適正な堆肥の施用。                                   | ・家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針（令和2年4月30日付け農林水産省公表）  |

| 区分      | 番号 | 分野                   | 取組事項   | 取組事項に関連する法令等  |
|---------|----|----------------------|--|---|
| VI 栽培管理 | 64 | 食品安全<br>環境保全         | 原材料・製造工程の把握による肥料等の安全性、成分の確認と食品安全、環境保全に配慮した肥料等の利用計画の策定。   | ・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）   |
| VI 栽培管理 | 65 | 環境保全                 | 土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、都道府県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥計画を立て、計画に基づく施肥の実施。                 | ・地力増進基本指針（平成20年10月16日付け農林水産省公表）<br>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）<br>・みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表） |
| VI 栽培管理 | 66 | 農場経営管理               | 肥料等の使用記録の作成・保存。  | ・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）   |
| VI 栽培管理 | 67 | 食品安全<br>環境保全<br>労働安全 | 食品安全（未熟堆肥との接触による交差汚染防止、農産物への接触防止等）、環境保全（環境への流出防止等）、労働安全（崩落・落下、発熱・発火・爆発防止等）に配慮した肥料等の保管、在庫管理の実施。 | ・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）<br>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）<br>・労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）                  |

## ガイドラインにおける取組事項（飼料作物）

| 区分        | 番号 | 分野     | 取組事項   | 取組事項に関連する法令等   |
|-----------|----|--------|--|--|
| I 経営体制全体  | 1  | 農場経営管理 | 農場経営に必要な基本情報（栽培品目名、ほ場や施設の名称・所在地等）を明確にして、整理し、必要に応じて文書化。                         | ・農業の「働き方改革」経営者向けガイド（平成30年3月20日農林水産省公表）   |
| I 経営体制全体  | 2  | 農場経営管理 | 組織体制を定めて、責任範囲及び責任者を決定し、周知するとともに、責任者の能力を向上するための体制を整備。                           | ・家族経営協定の普及推進による家族農業経営の近代化について（平成7年2月7日付け7構改B第103号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長通知）   |
| I 経営体制全体  | 3  | 農場経営管理 | 農場経営に必要な食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の継続的改善に関わる要求事項を明確にし、それに沿った方針を策定するとともに、周知を実施。 | ・農業の「働き方改革」経営者向けガイド（平成30年3月20日農林水産省公表）   |
| I 経営体制全体  | 4  | 農場経営管理 | 本ガイドラインに沿った農場の管理を実施するため、農場のルール決定、ルールに基づく運営、実施状況の確認、必要に応じた見直しを実施。               | ・農業の「働き方改革」経営者向けガイド（平成30年3月20日農林水産省公表）   |
| II 生産体制全体 | 5  | 農場経営管理 | 飼料の販売及び販売を目的として製造する場合の事前の届出。   | ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）   |
| II 生産体制全体 | 6  | 農場経営管理 | 登録品種の種苗の適切な使用など知的財産の保護・活用。   | ・種苗法（平成10年法律第83号）<br>・種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号）<br>・特許法（昭和34年法律第121号）<br>・商標法（昭和34年法律第127号）<br>・特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号） |
| II 生産体制全体 | 7  | 農場経営管理 | 農場経営の方針に基づいた生産計画を策定し、実施した農作業を記録するとともに、実績を計画に対して評価し、必要に応じて次の計画に反映。              | ・農業の「働き方改革」経営者向けガイド（平成30年3月20日農林水産省公表）   |
| II 生産体制全体 | 8  | 農場経営管理 | 農場の管理を実証するために必要な記録の内容とその保管期間を特定し、記録を作成・保存。                                     | ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）   |

| 区分        | 番号 | 分野     | 取組事項   | 取組事項に関連する法令等   |
|-----------|----|--------|--|--|
| III リスク管理 | 9  | 食品安全   | 農場の基本情報及びコーデックス規格のHACCPの考え方に沿って、食品安全（品質を含む）に関する危害要因について危害要因分析を実施し、食品安全上のリスクが高いと判断した危害要因について、危害要因による汚染を防止・低減する対策を実施するための農場のルールの設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）</li> <li>・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）</li> <li>・飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について（平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知）</li> <li>・農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト（令和3年3月24日付け農林水産省公表）</li> <li>・農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害微生物のリスト（平成28年12月26日付け農林水産省公表）</li> <li>・食品衛生の一般原則（CXC 1-1969）</li> <li>・食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格（General Standard for Contaminants and Toxins in Food and Feed（CXS 193-1995））</li> </ul> |
| III リスク管理 | 10 | 労働安全   | 農場の基本情報に基づき、労働安全に関する危害要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項についてリスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルールの設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> <li>・労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成11年4月30日労働省告示第53号）</li> </ul>  |
| III リスク管理 | 11 | 環境保全   | 農場の基本情報に基づき、環境に負荷を与える要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項について、リスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルールの設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）</li> <li>・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）</li> <li>・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）</li> <li>・環境基本法（平成5年法律第91号）</li> <li>・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）</li> <li>・生物多様性基本法（平成20年法律第58号）</li> <li>・みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表）</li> </ul>   |
| III リスク管理 | 12 | 農場経営管理 | 出荷する商品の表示の管理及び収穫記録と結びついた農産物の出荷記録、それ以外の農場の管理等に関する記録の作成・保存。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）</li> </ul>   |
| III リスク管理 | 13 | 農場経営管理 | 用途限定米穀、飼料用作物の適切な保管・販売・処分。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）</li> <li>・米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年農林水産省令第63号）</li> <li>・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）</li> </ul>   |
| III リスク管理 | 14 | 農場経営管理 | 工程管理の信頼性を確保するための農場のルールに基づく管理を遵守することについての外部委託先との合意。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業支援サービス提供事業者が提供する情報の表示の共通化に関するガイドラインの策定について（令和3年3月26日付け2生産第2478号農林水産省生産局長通知）</li> </ul>   |

| 区分        | 番号 | 分野     | 取組事項   | 取組事項に関連する法令等  |
|-----------|----|--------|--|---|
| III リスク管理 | 15 | 農場経営管理 | 食品安全を確保するための資材等の供給者及び検査機関を含むサービス提供者の評価及び選定に係る方法を定めて実施。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬取締法（昭和23年法律第82号）</li> <li>・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）</li> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> </ul>   |
| III リスク管理 | 16 | 農場経営管理 | クレーム及び農場のルール違反への対応手順を定め、実施し、記録を作成・保存。                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造物責任法（平成6年法律第85号）</li> </ul>   |
| III リスク管理 | 17 | 農場経営管理 | 事故や災害等に備えた農業生産の維持・継続のための対策の実施。                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP」の周知等について（令和3年1月27日付け2経営第2699号農林水産省経営局保険課長通知）</li> <li>・製造物責任法（平成6年法律第85号）</li> <li>・農業保険法（昭和22年法律第185号）</li> </ul>  |
| IV 人的資源   | 18 | 人権保護   | 雇用・労働環境における人権侵害防止について、管理方法を定めて実施。                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働基準法（昭和22年法律第49号）</li> <li>・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）</li> <li>・職業安定法（昭和22年法律第141号）</li> <li>・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第103号）</li> </ul>   |
| IV 人的資源   | 19 | 人権保護   | 技能実習生など、外国人雇用がある場合、適切な対応を行うための環境整備等を実施。                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業分野における技能実習生の労働条件の確保について（平成25年農林水産省経営局就農・女性課長通知）</li> <li>・出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）</li> <li>・出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）</li> <li>・外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）</li> <li>・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）</li> <li>・外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成19年厚生労働省告示第276号）</li> </ul> |
| IV 人的資源   | 20 | 人権保護   | 家族間の十分な話し合いに基づく家族経営の実施。                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の普及推進による家族農業経営の近代化について（平成7年2月7日付け7構改B第103号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長通知）</li> </ul>  |
| IV 人的資源   | 21 | 人権保護   | 労働条件を遵守し、労使間における労働条件、労働環境、労働安全等に関する意見交換を実施。            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働基準法（昭和22年法律第49号）</li> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> <li>・労働組合法（昭和24年法律第174号）</li> <li>・労働契約法（平成19年法律第128号）</li> </ul>  |

| 区分      | 番号 | 分野           | 取組事項   | 取組事項に関連する法令等  |
|---------|----|--------------|--|---|
| IV 人的資源 | 22 | 農場経営管理       | 作業者が必要な力量を身に付けるため、教育訓練を実施。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> <li>・外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成19年厚生労働省告示第276号）</li> </ul>  |
| IV 人的資源 | 23 | 人権保護農場経営管理   | 業務が原因で負傷、もしくは疾病にかかった農作業従事者を保護するための労災保険の成立手続の実施。                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）</li> <li>・労働基準法（昭和22年法律第49号）</li> <li>・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> </ul>   |
| IV 人的資源 | 24 | 農場経営管理       | 施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレーターとの責任分担の明確化。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> <li>・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）</li> </ul> |
| IV 人的資源 | 25 | 労働安全<br>人権保護 | 適切に実施しなければ危険を伴う機械作業、高所作業又は農薬散布作業等従事者に対し、必要な能力及び資格を得るための訓練を実施。                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> <li>・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> </ul>   |
| IV 人的資源 | 26 | 労働安全         | 安全に作業を行うための服装や保護具の着用・管理の実施。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> <li>・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> </ul>   |
| IV 人的資源 | 27 | 労働安全         | 清潔な水・救急箱の用意、連絡方法などを含めた事故対応手順を定めて、農作業従事者等に周知。                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> <li>・労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）</li> </ul>   |
| V 経営資源  | 28 | 農場経営管理       | 農産物の汚染や事故を防止するため、食品安全・衛生管理、労働安全、環境への配慮に関する入場時のルールを定めて、農場入場者（訪問者を含む）に対して遵守するよう周知。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> </ul>   |

| 区分     | 番号 | 分野             | 取組事項  | 取組事項に関連する法令等  |
|--------|----|----------------|---|---|
| V 経営資源 | 29 | 食品安全<br>農場経営管理 | ほ場や施設から通える場所での清潔な手洗い設備やトイレ設備の確保等による衛生管理を実施。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> </ul>   |
| V 経営資源 | 30 | 食品安全           | ほ場やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物、資材等からの危害要因による土壌の汚染及び土壌中の危害要因に由来する農産物の汚染の可能性に関する評価の実施、評価結果に基づく対策の実施。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> <li>・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）</li> <li>・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）</li> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）</li> </ul>   |
| V 経営資源 | 31 | 食品安全           | 過去の米穀や生産環境における重金属の情報を踏まえ、必要に応じて、出穂前後3週間の湛水管理等の低減対策を実施し、その効果を確認。                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）</li> <li>・飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知）</li> <li>・コメ中のカドミウム濃度低減のための実施指針の策定について（平成23年8月4日付け23消安第981号23生産第3215号農林水産省消費・安全局長、生産局長通知）</li> <li>・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）</li> <li>・食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格（General Standard for Contaminants and Toxins in Food and Feed (CXS 193-1995)）</li> </ul> |
| V 経営資源 | 32 | 環境保全           | 堆肥等の有機物等の活用等による土づくり等を通じた適正な土壌管理の実施。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地力増進基本指針（平成20年10月16日付け農林水産省公表）</li> <li>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針（令和2年4月30日付け農林水産省公表）</li> <li>・みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表）</li> </ul>  |
| V 経営資源 | 33 | 環境保全           | 土壌の侵食を軽減する対策の実施。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地力増進基本指針（平成20年10月16日付け農林水産省公表）</li> <li>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）</li> </ul>  |
| V 経営資源 | 34 | 食品安全           | 使用する水の水源を確認し、水に含まれる危害要因による農産物の安全性に関する評価と、評価結果に基づく対策を実施。                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本法（平成5年法律第91号）</li> <li>・水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）</li> <li>・地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年環境庁告示第10号）</li> </ul>   |
| V 経営資源 | 35 | 環境保全           | ほ場及び農産物取扱施設で発生した排水（排水中の栄養成分を含む）やそれに含まれる植物残渣、廃棄物等の適切な管理。                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）</li> <li>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）</li> </ul>  |
| V 経営資源 | 36 | 環境保全           | 水田代かき後の濁水流出の防止対策を実施。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地力増進基本指針（平成20年10月16日付け農林水産省公表）</li> <li>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）</li> </ul>  |

| 区分     | 番号 | 分野             | 取組事項   | 取組事項に関連する法令等   |
|--------|----|----------------|--|--|
| V 経営資源 | 37 | 食品安全           | 規格・基準に合わない飼料及び飼料添加物の製造・販売等の禁止。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）</li> <li>・飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林水産省令第35号）</li> <li>・飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知）</li> <li>・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件（昭和51年7月24日農林省告示第750号）</li> <li>・稲発酵粗飼料に係る適正な農薬の使用について（令和3年1月14日付け2生畜第1672号農林水産省生産局畜産部飼料課長通知）</li> <li>・農薬取締法（昭和23年法律第82号）</li> </ul> |
| V 経営資源 | 38 | 食品安全           | 好气的変敗による変質・カビの発生や異物混入等の防止のための飼料の適切な調製。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）</li> <li>・飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林水産省令第35号）</li> <li>・草地管理指標（平成13年3月農林水産省生産局公表）</li> <li>・草地管理指標（平成15年3月農林水産省生産局公表）</li> <li>・反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドラインの制定について（平成15年9月16日付け15消安第1570号農林水産省消費・安全局長通知）</li> </ul>   |
| V 経営資源 | 39 | 食品安全           | 農産物取扱施設・設備の保守管理、点検、整備、清掃等の適切な管理に加え、有害生物（昆虫、小動物、鳥類、かび等）の侵入・発生防止対策、異物、有毒植物等の混入防止対策を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について（平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知）</li> <li>・米のカビ汚染防止のための管理ガイドライン（平成24年2月29日付け農林水産省公表）</li> <li>・大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）</li> </ul>  |
| V 経営資源 | 40 | 食品安全<br>農場経営管理 | 喫煙・飲食場所の指定、農場内の農産物に共通する工程の確認等により、異物混入やアレルギーと農産物の交差汚染の防止対策を実施。                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について（平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知）</li> <li>・健康増進法（平成14年法律第103号）</li> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> </ul>   |
| V 経営資源 | 41 | 食品安全           | 農産物を適切に保管、貯蔵し、調製・出荷作業場、保管・貯蔵施設など全ての農産物取扱施設における衛生管理を実施。                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）</li> <li>・飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について（平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知）</li> <li>・米のカビ汚染防止のための管理ガイドライン（平成24年2月29日付け農林水産省公表）</li> </ul>  |

| 区分     | 番号 | 分野                   | 取組事項   | 取組事項に関連する法令等   |
|--------|----|----------------------|--|--|
| V 経営資源 | 42 | 食品安全<br>環境保全<br>労働安全 | 器具、容器、設備、機械・装置及び運搬車両を把握し、安全装備等の確認、衛生管理、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理を実施。             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> <li>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・米のカビ汚染防止のための管理ガイドライン（平成24年2月29日付け農林水産省公表）</li> </ul> |
| V 経営資源 | 43 | 農場経営管理               | 計量機器の点検・校正。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計量法（平成4年法律第51号）</li> <li>・米のカビ汚染防止のための管理ガイドライン（平成24年2月29日付け農林水産省公表）</li> </ul>   |
| V 経営資源 | 44 | 食品安全                 | 栽培・収穫・調製・運搬に使用する器具・包装容器等や掃除道具及び洗浄剤・消毒剤・機械油等の安全性を確認するとともに、適切な保管、取扱い、洗浄等を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について（平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知）</li> <li>・米のカビ汚染防止のための管理ガイドライン（平成24年2月29日付け農林水産省公表）</li> </ul>  |
| V 経営資源 | 45 | 労働安全                 | 機械、装置、器具等の適正な使用。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・個別農業機械別留意事項（平成14年3月29日付け13生産第10313号農林水産省生産局生産資材課長通知）</li> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> </ul>   |
| V 経営資源 | 46 | 食品安全<br>環境保全<br>労働安全 | 食品安全（農産物への接触防止等）、環境保全（環境への流出防止等）、労働安全（火災防止等）に配慮した燃料類の保管の実施。                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防法（昭和23年法律第186号）</li> <li>・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> </ul>   |
| V 経営資源 | 47 | 環境保全                 | 温室効果ガスの削減に資する取組等の実施。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）</li> <li>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表）</li> </ul>  |

| 区分      | 番号 | 分野           | 取組事項  | 取組事項に関連する法令等   |
|---------|----|--------------|---|--|
| V 経営資源  | 48 | 食品安全<br>環境保全 | 農場から出る廃棄物を把握し、適切に分別・管理して処分するとともに、作物残渣等の有機物のリサイクルに取り組むなど廃棄物の削減を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）</li> <li>・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）</li> <li>・飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について（平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知）</li> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）</li> </ul> |
| V 経営資源  | 49 | 環境保全<br>労働安全 | 農場内の整理・整頓・清潔・清掃の実施、農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な処理・焼却の回避。                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）</li> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）</li> <li>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> </ul>                          |
| V 経営資源  | 50 | 環境保全         | 周辺住民等に対する騒音、振動、悪臭、煙・埃・有害物質の飛散・流出等の配慮と対策の実施。                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）</li> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）</li> <li>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）</li> </ul>  |
| V 経営資源  | 51 | 環境保全         | ほ場等への鳥獣の接近を制限する取組等による生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策の実施。                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）</li> <li>・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針（平成20年2月21日農林水産省告示第254号）</li> </ul>   |
| VI 栽培管理 | 52 | 食品安全         | 信頼できる供給元からの適正な手段による種苗の入手、育苗の管理及び種苗の調達に関する記録の保管。                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号）</li> <li>・農薬取締法（昭和23年法律第82号）</li> <li>・農薬取締法施行規則（昭和26年農林省令第21号）</li> <li>・有毒植物による食中毒防止の徹底について（令和3年4月23日付け3消安第625号、3消安第627号、3食産第495号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、食品安全政策課長、食料産業局産業連携課長通知）</li> </ul>   |
| VI 栽培管理 | 53 | 食品安全         | 有毒植物の除去、隔離。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・草地管理指標（平成18年5月農林水産省生産局公表）</li> </ul>   |
| VI 栽培管理 | 54 | 食品安全         | 隣接ほ場からの農薬ドリフトの影響の回避。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について（平成17年12月20日付け消安第8282号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）</li> <li>・農薬飛散対策技術マニュアル（平成21年度IPM技術評価基準策定・情報提供委託事業／周辺作物飛散影響防止対策基準策定事業報告書）</li> </ul>  |

| 区分      | 番号 | 分野   | 取組事項   | 取組事項に関連する法令等   |
|---------|----|------|--|--|
| VI 栽培管理 | 55 | 環境保全 | 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備(IPMにおける「予防」の取組)。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針について(平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知)</li> <li>・みどりの食料システム戦略(令和3年5月12日農林水産省公表)</li> </ul>   |
| VI 栽培管理 | 56 | 環境保全 | 病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断(IPMにおける「判断」の取組)。                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針について(平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知)</li> <li>・みどりの食料システム戦略(令和3年5月12日農林水産省公表)</li> </ul>   |
| VI 栽培管理 | 57 | 環境保全 | 多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除(IPMにおける「防除」の取組)。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針について(平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知)</li> <li>・みどりの食料システム戦略(令和3年5月12日農林水産省公表)</li> </ul>   |
| VI 栽培管理 | 58 | 食品安全 | 使用する予定の農薬の情報をまとめ、使用基準違反を防ぐ農薬使用計画を策定。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬取締法(昭和23年法律第82号)</li> </ul>  |
| VI 栽培管理 | 59 | 食品安全 | 農薬使用計画に基づき、適正に農薬を使用するとともに、使用前に使用濃度や散布方法など、適正な使用方法の再確認を実施。                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬取締法(昭和23年法律第82号)</li> <li>・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号)</li> </ul>   |
| VI 栽培管理 | 60 | 環境保全 | 農薬は、周辺環境を汚染しない場所で必要な量だけ調製し、使用した計量機器等の洗浄を適切に実施。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号)</li> </ul>  |
| VI 栽培管理 | 61 | 環境保全 | 農薬散布時における周辺作物・周辺住民等への影響の回避。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号)</li> <li>・農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について(平成17年12月20日付け17消安第8282号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知)</li> <li>・住宅地等における農薬使用について(平成25年4月26日付け25消安第175号、環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知)</li> </ul> |
| VI 栽培管理 | 62 | 労働安全 | 農薬の容器等の表示内容を確認し、表示に基づく安全な作業を行うための装備を整え、調製、防除、片付け作業を行い、防除衣、保護装備等を適切に洗浄、乾燥し、他への汚染がないように保管。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業安全のための指針について(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(共通規範)等について(令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知)</li> </ul>   |
| VI 栽培管理 | 63 | 環境保全 | 水田からの農薬流出を防止する対策の実施。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号)</li> <li>・農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について(平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知)</li> <li>・水田において使用される農薬における止水期間の遵守の徹底等について(平成23年10月12日付け23消安第3601号農林水産省消費・安全局長農産安全管理課長通知)</li> </ul>   |

| 区分      | 番号 | 分野                   | 取組事項   | 取組事項に関連する法令等  |
|---------|----|----------------------|--|---|
| VI 栽培管理 | 64 | 食品安全                 | 農薬使用前に防除器具を点検し、使用後に適切に残液を処理、十分に洗浄し、洗浄排液を処理。  | ・農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について（平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）   |
| VI 栽培管理 | 65 | 食品安全                 | 農薬の使用記録の作成・保存。   | ・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）<br>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）                        |
| VI 栽培管理 | 66 | 食品安全<br>環境保全<br>労働安全 | 食品安全（容器移し替え禁止、いたずら防止の施錠等）、環境保全（流出防止対策等）、労働安全（毒劇・危険物表示、通気性の確保等）に配慮した農薬の保管、在庫管理の実施。              | ・毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）<br>・消防法（昭和23年法律第186号）<br>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）            |
| VI 栽培管理 | 67 | 食品安全                 | 農薬の責任者による農薬適正使用の指示と検証。   | ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）   |
| VI 栽培管理 | 68 | 食品安全<br>環境保全         | 堆肥製造に関し、適切な期間・温度の発酵維持による雑草種子、有害微生物の殺滅対策等の実施及び適正な堆肥の施用。   | ・家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針（令和2年4月30日付け農林水産省公表）   |
| VI 栽培管理 | 69 | 食品安全<br>環境保全         | 原材料・製造工程の把握による肥料等の安全性、成分の確認と食品安全、環境保全に配慮した肥料等の利用計画の策定。   | ・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）   |
| VI 栽培管理 | 70 | 環境保全                 | 土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、都道府県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥計画を立て、計画に基づく施肥の実施。                 | ・地力増進基本指針（平成20年10月16日付け農林水産省公表）<br>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）<br>・みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表） |
| VI 栽培管理 | 71 | 農場経営管理               | 肥料等の使用記録の作成・保存。  | ・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）   |
| VI 栽培管理 | 72 | 食品安全<br>環境保全<br>労働安全 | 食品安全（未熟堆肥との接触による交差汚染防止、農産物への接触防止等）、環境保全（環境への流出防止等）、労働安全（崩落・落下、発熱・発火・爆発防止等）に配慮した肥料等の保管、在庫管理の実施。 | ・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）<br>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）<br>・労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）                  |

## ガイドラインにおける取組事項（その他非食用）

※ 分野「食品安全」、番号7及び11の取組事項は、「衛生管理」の観点から必要な取組として整理している。

| 区分        | 番号 | 分野     | 取組事項   | 取組事項に関連する法令等   |
|-----------|----|--------|--|--|
| I 経営体制全体  | 1  | 農場経営管理 | 農場経営に必要な基本情報（栽培品目名、ほ場や施設の名称・所在地等）を明確にして、整理し、必要に応じて文書化。                         | ・農業の「働き方改革」経営者向けガイド（平成30年3月20日農林水産省公表）   |
| I 経営体制全体  | 2  | 農場経営管理 | 組織体制を定めて、責任範囲及び責任者を決定し、周知するとともに、責任者の能力を向上するための体制を整備。                           | ・家族経営協定の普及推進による家族農業経営の近代化について（平成7年2月7日付け7構改B第103号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長通知）   |
| I 経営体制全体  | 3  | 農場経営管理 | 農場経営に必要な衛生管理、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の継続的改善に関わる要求事項を明確にし、それに沿った方針を策定するとともに、周知を実施。 | ・農業の「働き方改革」経営者向けガイド（平成30年3月20日農林水産省公表）   |
| I 経営体制全体  | 4  | 農場経営管理 | 本ガイドラインに沿った農場の管理を実施するため、農場のルール決定、ルールに基づく運営、実施状況の確認、必要に応じた見直しを実施。               | ・農業の「働き方改革」経営者向けガイド（平成30年3月20日農林水産省公表）   |
| II 生産体制全体 | 5  | 農場経営管理 | 登録品種の種苗の適切な使用など知的財産の保護・活用。   | ・種苗法（平成10年法律第83号）<br>・種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号）<br>・特許法（昭和34年法律第121号）<br>・商標法（昭和34年法律第127号）<br>・特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号） |
| II 生産体制全体 | 6  | 農場経営管理 | 農場経営の方針に基づいた生産計画を策定し、実施した農作業を記録するとともに、実績を計画に対して評価し、必要に応じて次の計画に反映。              | ・農業の「働き方改革」経営者向けガイド（平成30年3月20日農林水産省公表）   |
| II 生産体制全体 | 7  | 農場経営管理 | 農場の管理を実証するために必要な記録の内容とその保管期間を特定し、記録を作成・保存。                                     | ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）<br>・食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について（平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）                    |

| 区分        | 番号 | 分野     | 取組事項   | 取組事項に関連する法令等  |
|-----------|----|--------|--|---|
| III リスク管理 | 8  | 食品安全   | 農場の基本情報及びコーデックス規格のHACCPの考え方に沿って、安全な品質確保に関する危害要因について危害要因分析を実施し、安全な品質確保にリスクが高いと判断した危害要因について、危害要因による汚染を防止・低減する対策を実施するための農場のルールの設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施。 | ・食品衛生の一般原則（CXC 1-1969）  |
| III リスク管理 | 9  | 労働安全   | 農場の基本情報に基づき、労働安全に関する危害要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項についてリスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルールの設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施。   | ・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）<br>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）<br>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）<br>・労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成11年4月30日労働省告示第53号） |
| III リスク管理 | 10 | 環境保全   | 農場の基本情報に基づき、環境に負荷を与える要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項について、リスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルールの設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施。   | ・大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）<br>・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）<br>・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）<br>・環境基本法（平成5年法律第91号）<br>・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）<br>・生物多様性基本法（平成20年法律第58号）<br>・みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表）    |
| III リスク管理 | 11 | 農場経営管理 | 出荷する商品の表示の管理及び収穫記録と結びつけた農産物の出荷記録、それ以外の農場の管理等に関する記録の作成・保存。  | ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）<br>・食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について（平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）   |
| III リスク管理 | 12 | 農場経営管理 | 工程管理の信頼性を確保するための農場のルールに基づく管理を遵守することについての外部委託先との合意。   | ・農業支援サービス提供事業者が提供する情報の表示の共通化に関するガイドラインの策定について（令和3年3月26日付け2生産第2478号農林水産省生産局長通知）  |
| III リスク管理 | 13 | 農場経営管理 | 安全な品質を確保するための資材等の供給者及び検査機関を含むサービス提供者の評価及び選定に係る方法を定めて実施。  | ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）<br>・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）<br>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）   |
| III リスク管理 | 14 | 農場経営管理 | クレーム及び農場のルール違反への対応手順を定め、実施し、記録を作成・保存。  | ・製造物責任法（平成6年法律第85号）   |

| 区分        | 番号 | 分野     | 取組事項  | 取組事項に関連する法令等  |
|-----------|----|--------|---|---|
| III リスク管理 | 15 | 農場経営管理 | 事故や災害等に備えた農業生産の維持・継続のための対策の実施。              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP」の周知等について（令和3年1月27日付け2経営第2699号農林水産省経営局保険課長通知）</li> <li>・製造物責任法（平成6年法律第85号）</li> <li>・農業保険法（昭和22年法律第185号）</li> </ul>  |
| IV 人的資源   | 16 | 人権保護   | 雇用・労働環境における人権侵害防止について、管理方法を定めて実施。           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働基準法（昭和22年法律第49号）</li> <li>・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）</li> <li>・職業安定法（昭和22年法律第141号）</li> <li>・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第103号）</li> </ul>   |
| IV 人的資源   | 17 | 人権保護   | 技能実習生など、外国人雇用がある場合、適切な対応を行うための環境整備等を実施。     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業分野における技能実習生の労働条件の確保について（平成25年農林水産省経営局就農・女性課長通知）</li> <li>・出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）</li> <li>・出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）</li> <li>・外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）</li> <li>・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）</li> <li>・外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成19年厚生労働省告示第276号）</li> </ul> |
| IV 人的資源   | 18 | 人権保護   | 家族間の十分な話し合いに基づく家族経営の実施。                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の普及推進による家族農業経営の近代化について（平成7年2月7日付け7構改B第103号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長通知）</li> </ul>  |
| IV 人的資源   | 19 | 人権保護   | 労働条件を遵守し、労使間における労働条件、労働環境、労働安全等に関する意見交換を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働基準法（昭和22年法律第49号）</li> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> <li>・労働組合法（昭和24年法律第174号）</li> <li>・労働契約法（平成19年法律第128号）</li> </ul>  |
| IV 人的資源   | 20 | 農場経営管理 | 作業者が必要な力量を身に付けるため、教育訓練を実施。                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> <li>・外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成19年厚生労働省告示第276号）</li> </ul>  |

| 区分      | 番号 | 分野             | 取組事項  | 取組事項に関連する法令等  |
|---------|----|----------------|---|---|
| IV 人的資源 | 21 | 人権保護<br>農場経営管理 | 業務が原因で負傷、もしくは疾病にかかった農作業従事者を保護するための労災保険の成立手続の実施。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）</li> <li>・労働基準法（昭和22年法律第49号）</li> <li>・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> </ul>   |
| IV 人的資源 | 22 | 労働安全<br>人権保護   | 適切に実施しなければ危険を伴う機械作業、高所作業又は農薬散布作業等従事者に対し、必要な能力及び資格を得るための訓練を実施。                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> <li>・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> </ul>                                   |
| IV 人的資源 | 23 | 労働安全           | 安全に作業を行うための服装や保護具の着用・管理の実施。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> <li>・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> </ul>                                   |
| IV 人的資源 | 24 | 労働安全           | 清潔な水・救急箱の用意、連絡方法などを含めた事故対応手順を定めて、農作業従事者等に周知。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> <li>・労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）</li> </ul> |
| V 経営資源  | 25 | 農場経営管理         | 農産物の汚染や事故を防止するため、衛生管理、労働安全、環境への配慮に関する入場時のルールを定めて、農場入場者（訪問者を含む）に対して遵守するよう周知。               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> </ul>   |
| V 経営資源  | 26 | 食品安全<br>農場経営管理 | ほ場や施設から通える場所での清潔な手洗い設備やトイレ設備の確保等による衛生管理を実施。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> </ul>   |
| V 経営資源  | 27 | 食品安全           | ほ場やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物、資材等からの危害要因による土壌の汚染及び土壌中の危害要因に由来する農産物の汚染の可能性に関する評価の実施、評価結果に基づく対策の実施。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）</li> <li>・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）</li> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）</li> </ul>   |

| 区分     | 番号 | 分野                   | 取組事項   | 取組事項に関連する法令等   |
|--------|----|----------------------|--|--|
| V 経営資源 | 28 | 環境保全                 | 堆肥等の有機物等の活用等による土づくり等を通じた適正な土壌管理の実施。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地力増進基本指針（平成20年10月16日付け農林水産省公表）</li> <li>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針（令和2年4月30日付け農林水産省公表）</li> <li>・みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表）</li> </ul>                                   |
| V 経営資源 | 29 | 環境保全                 | 土壌の侵食を軽減する対策の実施。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地力増進基本指針（平成20年10月16日付け農林水産省公表）</li> <li>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）</li> </ul>   |
| V 経営資源 | 30 | 食品安全                 | 使用する水の水源を確認し、水に含まれる有害要因による農産物の安全性に関する評価と、評価結果に基づく対策を実施。                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本法（平成5年法律第91号）</li> <li>・水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）</li> <li>・地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年環境庁告示第10号）</li> </ul>  |
| V 経営資源 | 31 | 環境保全                 | ほ場及び農産物取扱施設で発生した排水（排水中の栄養成分を含む）やそれに含まれる植物残渣、廃棄物等の適切な管理。                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）</li> <li>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）</li> </ul>   |
| V 経営資源 | 32 | 食品安全                 | 農産物取扱施設・設備の保守管理、点検、整備、清掃等の適切な管理に加え、有害生物（昆虫、小動物、鳥類、かび等）の侵入・発生防止対策、異物、有毒植物等の混入防止対策を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> </ul>   |
| V 経営資源 | 33 | 食品安全<br>農場経営管理       | 喫煙・飲食場所の指定、農場内の農産物に共通する工程の確認等により、異物混入やアレルギーと農産物の交差汚染の防止対策を実施。                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康増進法（平成14年法律第103号）</li> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> </ul>  |
| V 経営資源 | 34 | 食品安全                 | 農産物を適切に保管、貯蔵し、調製・出荷作業場、保管・貯蔵施設など全ての農産物取扱施設における衛生管理を実施。                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法（昭和22年法律第233号）</li> </ul>   |
| V 経営資源 | 35 | 食品安全<br>環境保全<br>労働安全 | 器具、容器、設備、機械・装置及び運搬車両を把握し、安全装備等の確認、衛生管理、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理を実施。                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> <li>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）</li> </ul> |
| V 経営資源 | 36 | 農場経営管理               | 計量機器の点検・校正。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計量法（平成4年法律第51号）</li> </ul>   |

| 区分     | 番号 | 分野                   | 取組事項   | 取組事項に関連する法令等  |
|--------|----|----------------------|--|---|
| V 経営資源 | 37 | 食品安全                 | 栽培・収穫・調製・運搬に使用する器具・包装容器等や掃除道具及び洗浄剤・消毒剤・機械油等の安全性を確認するとともに、適切な保管、取扱い、洗浄等を実施。 | ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）  |
| V 経営資源 | 38 | 労働安全                 | 機械、装置、器具等の適正な使用。   | ・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）<br>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）<br>・個別農業機械別留意事項（平成14年3月29日付け13生産第10313号農林水産省生産局生産資材課長通知）<br>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）                    |
| V 経営資源 | 39 | 食品安全<br>環境保全<br>労働安全 | 衛生管理（農産物への接触防止等）、環境保全（環境への流出防止等）、労働安全（火災防止等）に配慮した燃料類の保管の実施。                | ・消防法（昭和23年法律第186号）<br>・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）<br>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）  |
| V 経営資源 | 40 | 環境保全                 | 温室効果ガスの削減に資する取組等の実施。   | ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）<br>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）<br>・みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表）   |
| V 経営資源 | 41 | 環境保全                 | 農場から出る廃棄物を把握し、適切に分別・管理して処分するとともに、作物残渣等の有機物のリサイクルに取り組むなど廃棄物の削減を実施。          | ・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）<br>・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）<br>・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）<br>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）   |
| V 経営資源 | 42 | 環境保全<br>労働安全         | 農場内の整理・整頓・清潔・清掃の実施、農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な処理・焼却の回避。                              | ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）<br>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）<br>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）<br>・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）<br>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知） |

| 区分      | 番号 | 分野   | 取組事項  | 取組事項に関連する法令等  |
|---------|----|------|---|---|
| V 経営資源  | 43 | 環境保全 | 周辺住民等に対する騒音、振動、悪臭、煙・埃・有害物質の飛散・流出等の配慮と対策の実施。               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）</li> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）</li> <li>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）</li> <li>・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）</li> </ul> |
| V 経営資源  | 44 | 環境保全 | ほ場等への鳥獣の接近を制限する取組等による生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策の実施。               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）</li> <li>・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針（平成20年2月21日農林水産省告示第254号）</li> </ul>  |
| VI 栽培管理 | 45 | 食品安全 | 信頼できる供給元からの適正な手段による種苗の入手、育苗の管理及び種苗の調達に関する記録の保管。           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号）</li> <li>・農薬取締法（昭和23年法律第82号）</li> <li>・農薬取締法施行規則（昭和26年農林省令第21号）</li> </ul>   |
| VI 栽培管理 | 46 | 食品安全 | 隣接ほ場からの農薬ドリフトの影響の回避。                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について（平成17年12月20日付け消安第8282号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）</li> <li>・農薬飛散対策技術マニュアル（平成21年度IPM技術評価基準策定・情報提供委託事業／周辺作物飛散影響防止対策基準策定事業報告書）</li> </ul>                         |
| VI 栽培管理 | 47 | 環境保全 | 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備（IPMにおける「予防」の取組）。                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針について（平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知）</li> <li>・みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定）</li> </ul>   |
| VI 栽培管理 | 48 | 環境保全 | 病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断（IPMにおける「判断」の取組）。        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針について（平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知）</li> <li>・みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定）</li> </ul>   |
| VI 栽培管理 | 49 | 環境保全 | 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除（IPMにおける「防除」の取組）。                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針について（平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知）</li> <li>・みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定）</li> </ul>   |
| VI 栽培管理 | 50 | 食品安全 | 使用する予定の農薬の情報をまとめ、使用基準違反を防ぐ農薬使用計画を策定。                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬取締法（昭和23年法律第82号）</li> </ul>   |
| VI 栽培管理 | 51 | 食品安全 | 農薬使用計画に基づき、適正に農薬を使用するとともに、使用前に使用濃度や散布方法など、適正な使用方法の再確認を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬取締法（昭和23年法律第82号）</li> <li>・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）</li> </ul>  |

| 区分      | 番号 | 分野                   | 取組事項   | 取組事項に関連する法令等  |
|---------|----|----------------------|--|---|
| VI 栽培管理 | 52 | 環境保全                 | 農薬は、周辺環境を汚染しない場所で必要な量だけ調製し、使用した計量機器等の洗浄を適切に実施。   | ・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）   |
| VI 栽培管理 | 53 | 環境保全                 | 農薬散布時における周辺作物・周辺住民等への影響の回避。  | ・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）<br>・農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について（平成17年12月20日付け17消安第8282号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）<br>・住宅地等における農薬使用について（平成25年4月26日付け25消安第175号、環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）  |
| VI 栽培管理 | 54 | 労働安全                 | 農薬の容器等の表示内容を確認し、表示に基づく安全な作業を行うための装備を整え、調製、防除、片付け作業を行い、防除衣、保護装備等を適切に洗浄、乾燥し、他への汚染がないように保管。 | ・農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）<br>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）  |
| VI 栽培管理 | 55 | 食品安全<br>環境保全         | 農薬使用前に防除器具を点検し、使用後に適切に残液を処理、十分に洗浄し、洗浄排液を処理。  | ・農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について（平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）   |
| VI 栽培管理 | 56 | 食品安全                 | 農薬の使用記録の作成・保存。   | ・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）<br>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）  |
| VI 栽培管理 | 57 | 食品安全<br>環境保全<br>労働安全 | 衛生管理（容器移し替え禁止、いたずら防止の施錠等）、環境保全（流出防止対策等）、労働安全（毒劇・危険物表示、通気性の確保等）に配慮した農薬の保管、在庫管理の実施。        | ・毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）<br>・消防法（昭和23年法律第186号）<br>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）  |
| VI 栽培管理 | 58 | 食品安全                 | 農薬の責任者による農薬適正使用の指示と検証。   | ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）   |
| VI 栽培管理 | 59 | 食品安全<br>環境保全         | 堆肥製造に関し、適切な期間・温度の発酵維持による雑草種子、有害微生物の殺滅対策等の実施及び適正な堆肥の施用。                                   | ・家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針（令和2年4月30日付け農林水産省公表）<br>・牛等の排せつ物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について（平成28年12月27日付け28消安第2274号、28消安第4230号、28生産第1606号、28生産第1607号、28生産第1602号、28生畜第1121号、28生畜第1120号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、消費・安全局畜水産安全管理課長、生産局園芸作物課長、生産局技術普及課長、生産局農業環境対策課長、生産局畜産部畜産振興課長、生産局畜産部飼料課長通知） |

| 区分      | 番号 | 分野                   | 取組事項   | 取組事項に関連する法令等  |
|---------|----|----------------------|--|---|
| VI 栽培管理 | 60 | 食品安全<br>環境保全         | 原材料・製造工程の把握による肥料等の安全性、成分の確認と安全な品質確保、環境保全に配慮した肥料等の利用計画の策定。                                      | ・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）   |
| VI 栽培管理 | 61 | 環境保全                 | 土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、都道府県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥計画を立て、計画に基づく施肥の実施。                 | ・地力増進基本指針（平成20年10月16日付け農林水産省公表）<br>・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）<br>・みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表） |
| VI 栽培管理 | 62 | 農場経営管理               | 肥料等の使用記録の作成・保存。  | ・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）   |
| VI 栽培管理 | 63 | 食品安全<br>環境保全<br>労働安全 | 衛生管理（未熟堆肥との接触による交差汚染防止、農産物への接触防止等）、環境保全（環境への流出防止等）、労働安全（崩落・落下、発熱・発火・爆発防止等）に配慮した肥料等の保管、在庫管理の実施。 | ・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）<br>・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）<br>・労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）                  |

附則 令和〇年〇月〇日付け 3 農産第〇〇〇〇号農林水産省農産局長通知

(施行期日)

1 このガイドラインは、令和〇年〇月〇日から施行する。

(廃止)

2 このガイドラインの施行に伴い、「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」（平成22年4月策定。以下「共通基盤ガイドライン」という。）及び「GAP共通基盤ガイドライン準拠に関する確認要領」（平成28年5月13日付け28生産第375号生産局農業環境対策課長通知。以下「準拠確認要領」という。）は廃止する。

(経過措置)

3 準拠確認要領に基づき、共通基盤ガイドラインに準拠したGAPであると確認されたGAP基準書に関しては、経過措置として令和7年3月31日までその効力を有する。

## パブリックコメントを踏まえた国際水準GAPガイドライン(案)の修正(概要)

○ パブリックコメントを踏まえた修正は、青果物において下記のとおりであり、他の4分類についてもこれに準じて修正する。

| 区分   | 番号                             | 分野     | 取組事項   | 取組事項に関連する法令等  |
|--|--------------------------------|--------|--|---|
| I 経営体制<br>全体                               | 1                              | 農場経営管理 | 農場経営に必要な基本情報(栽培品目名、ほ場(きのこ類の場合は、ほだ場。以下、同じ)や施設の名称・所在地等)を明確にして、整理し、必要に応じて文書化。   | ・農業の「働き方改革」経営者向けガイド(平成30年3月20日農林水産省公表)  |
| III リスク管理                                  | 8                              | 食品安全   | 農場の基本情報及びコーデックス規格のHACCPの考え方に <u>沿って基づき</u> 、食品安全(品質を含む)に関する危害要因について危害要因分析を実施し、食品安全上のリスクが高いと判断した危害要因について、危害要因による汚染を防止・低減する対策を実施するための農場のルールの設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施。 | ・食品安全基本法(平成15年法律第48号)<br>・食品衛生法(昭和22年法律第233号)<br>・野菜の衛生管理指針(第2版)を活用した衛生管理の推進について(令和3年7月30日付け3消安第2503号、3農産第464号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、農産局園芸作物課長通知)<br>・農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト(令和3年3月24日付け農林水産省公表)<br>・農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害微生物のリスト(平成28年12月26日付け農林水産省公表)<br>・食品衛生の一般原則(CXC 1-1969)<br>・食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する <u>コーデックス</u> 一般規格( <u>General Standard for Contaminants and Toxins in Food and Feed</u> (CXS 193-1995)) |
| III リスク管理                                  | 11                             | 農場経営管理 | 出荷する商品の表示の管理及び収穫記録と結びついた農産物の出荷記録、それ以外の農場の管理等に関する記録の <u>作成</u> ・保存。   | ・食品衛生法(昭和22年法律第233号)<br>・食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について(平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)<br>・食品表示法(平成25年法律第70号)  |
| <del>IV 人的資源</del><br><del>III リスク管理</del> | <del>15</del><br><del>21</del> | 農場経営管理 | 事故や災害等に備えた農業生産の維持・継続のための対策の実施。   | ・農作業安全のための指針について(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)<br>・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(共通規範)等につ   |

|   |                  |      |                                   |   |
|---|------------------|------|-----------------------------------|---|
|   |                  |      |                                   | いて（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）<br>・「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP」の周知等について（令和3年1月27日付け2経営第2699号農林水産省経営局保険課長通知）<br>・製造物責任法（平成6年法律第85号）<br>・農業保険法（昭和22年法律第185号） |
| IV 人的資源   | <del>16</del> 15 | 人権保護 | 雇用・労働環境における人権侵害防止について、管理方法を定めて実施。 | ・労働基準法（昭和22年法律第49号）<br>・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）<br>・職業安定法（昭和22年法律第141号）<br>・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第103号）             |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>以下、番号16～20を番号17～21に修正</p> </div> |                  |      |                                   |   |